

坂井市地域防災計画
第1編 一般対策編

新旧対照表（案）

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																
第1章	1	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第6 (中略)</p> <p>第7 計画の効果的推進 (中略)</p> <p>また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>さらに (変更)、新型コロナウイルス感染症が発生し、拡大している状況を踏まえ、(削除) 災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む (削除) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第6 (中略)</p> <p>第7 計画の効果的推進 (中略)</p> <p>また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。</p> <p>さらに、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時において男女共同参画担当部局と連携し、男女共同参画に向けた防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が発生し、拡大している状況を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(中略)</p>																
第1章	2	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 坂井市</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 嶺北消防本部 (変更)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 坂井市	(中略)	(2) 嶺北消防本部 (変更)	(中略)	(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	(中略)	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略)</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 坂井市</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 嶺北消防組合</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 坂井市	(中略)	(2) 嶺北消防組合	(中略)	(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	(中略)
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(1) 坂井市	(中略)																		
(2) 嶺北消防本部 (変更)	(中略)																		
(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	(中略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(1) 坂井市	(中略)																		
(2) 嶺北消防組合	(中略)																		
(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	(中略)																		

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																												
第1章	2	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(13) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)</td><td> ① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 </td></tr> <tr> <td>(15) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(16) 大阪航空局(小松空港事務所)</td><td> ① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) (追加) </td></tr> <tr> <td>(17)～(20)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 (中略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> (削除) ・ソフトバンク(株) ・(追加)</td><td> ① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報 </td></tr> <tr> <td>(2)～(5) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)</td><td> ① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧 </td></tr> <tr> <td>(7)～(11) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1)～(13) (中略)	(中略)	(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	(15) (中略)	(中略)	(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) (追加)	(17)～(20)	(中略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> (削除) ・ソフトバンク(株) ・(追加)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報	(2)～(5) (中略)	(中略)	(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧	(7)～(11) (中略)	(中略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(13) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)</td><td> ① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 </td></tr> <tr> <td>(15) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(16) 大阪航空局(小松空港事務所)</td><td> ① 福井県下の大規模航空災害の処理 ② 航空機運航の調整 </td></tr> <tr> <td>(17)～(20)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 (中略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)</td><td> ① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報 </td></tr> <tr> <td>(2)～(5) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)</td><td> ① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧 </td></tr> <tr> <td>(7)～(11) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1)～(13) (中略)	(中略)	(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	(15) (中略)	(中略)	(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 福井県下の大規模航空災害の処理 ② 航空機運航の調整	(17)～(20)	(中略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報	(2)～(5) (中略)	(中略)	(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧	(7)～(11) (中略)	(中略)
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																														
(1)～(13) (中略)	(中略)																																														
(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																														
(15) (中略)	(中略)																																														
(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) (追加)																																														
(17)～(20)	(中略)																																														
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																														
(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> (削除) ・ソフトバンク(株) ・(追加)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報																																														
(2)～(5) (中略)	(中略)																																														
(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧																																														
(7)～(11) (中略)	(中略)																																														
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																														
(1)～(13) (中略)	(中略)																																														
(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川・鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防護と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																														
(15) (中略)	(中略)																																														
(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 福井県下の大規模航空災害の処理 ② 航空機運航の調整																																														
(17)～(20)	(中略)																																														
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																														
(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリヤメールによる広報																																														
(2)～(5) (中略)	(中略)																																														
(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) (追加)	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧																																														
(7)～(11) (中略)	(中略)																																														

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第1章	3	<p>第3節 坂井市の概況</p> <p>第1 沿革</p> <p>平成18年3月20日、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の4町が合併し、坂井市が誕生した。 <u>(追加)</u>明治22年以降次のような経緯を経て、現在に至っている。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 自然条件</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>(中略)</p> <p>市の南部を九頭竜川が、<u>東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ (変更)</u>、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっている。</p> <p><u>(追加)</u> 土地利用を地目別にみると、田畠が約34%、山林が約30%を占めており、豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>2 気象</p> <p>坂井市は、北陸地方特有の気候で、多雨多湿地帯に属し、三国地域気象観測所(アメダス)での年間降水量は平均2,080 (変更)mm、平均気温14.3 (変更)°C、年平均風速3.0 (変更)mである。春から夏は南風が多く、乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生する。秋から冬には北西の季節風が吹き、四季の移り変わりがはっきりしている。<u>(統計期間：1992年～2021年) (変更)</u></p> <p>本市北西部では、日本海に面しているため、夏は海風により比較的さわやかで、冬の積雪は比較的少ないが、その他の地域では12月から2月頃までは降雪が多く、屋外作業並びに作物栽培はきわめて困難で市民の日常生活に多大の影響を与えている。特に、昭和38年1月の寒波襲来で降り出した雪は東部で積雪2m以上にもなり、100年来の豪雪となった。</p> <p>また、近年は平成16年7月福井豪雨をはじめ、<u>平成18年7月豪雨、平成18年豪雪、平成30年豪雪 (変更)</u>など記録的な豪雨豪雪が発生している。</p> <p>第3 社会条件</p> <p>1 人口</p> <p>令和2年10月1日の国勢調査における坂井市の総 (変更) 人口は88,481人で、県全体(766,863人)の11.5%を占め、県内第2位の人口規模となっている。平成17年までは一貫して増加傾向で推移してきたが、平成12年から平成17年にかけてはその傾向が鈍化し、平成22年の調査では、減少に転じている (変更)。</p> <p>一方、<u>(追加)</u>世帯数は31,067世帯で、引き続き増加傾向を示している。</p> <p>また、<u>(追加)</u>一世帯当たり人員は2.85人で、県平均の2.63人/世帯を上回っているが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われる。</p>	<p>第3節 坂井市の概況</p> <p>第1 沿革</p> <p>平成18年3月20日、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の4町が合併し、坂井市が誕生した。 <u>坂井市は、</u>明治22年以降次のような経緯を経て、現在に至っている。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 自然条件</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>(中略)</p> <p>市の南部を九頭竜川が、<u>北部を市東部の森林地域を源流とする竹田川が流れ</u>、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっている。</p> <p><u>また、市の</u>土地利用を地目別にみると、田畠が約34%、山林が約29%を占めており、豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>2 気象</p> <p>坂井市は、北陸地方特有の気候で、多雨多湿地帯に属し、三国地域気象観測所(アメダス)での年間降水量は平均2,082mm、平均気温14.4°C、年平均風速3.1mである。春から夏は南風が多く、乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生する。秋から冬には北西の季節風が吹き、四季の移りわりがはっきりしている。<u>(統計期間：1994年～2023年)</u></p> <p>本市北西部では、日本海に面しているため、夏は海風により比較的さわやかで、冬の積雪は比較的少ないが、その他の地域では12月から2月頃までは降雪が多く、屋外作業並びに作物栽培はきわめて困難で市民の日常生活に多大の影響を与えている。特に、昭和38年1月の寒波襲来で降り出した雪は東部で積雪2m以上にもなり、100年来の豪雪となった。</p> <p>また、近年は平成16年7月福井豪雨をはじめ、<u>平成30年2月豪雪、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雪</u>など記録的な豪雨豪雪が発生している。</p> <p>第3 社会条件</p> <p>1 人口</p> <p>令和2年の国勢調査における坂井市の総人口は88,481人で、県全体(766,863人)の11.5%を占め、県内第2位の人口規模となっている。平成17年までは一貫して増加傾向で推移してきたが、平成12年から平成17年にかけてはその傾向が鈍化し、平成22年の調査で<u>減少に転じた</u>のを境に、<u>今日まで減少傾向</u>にある。</p> <p>一方、<u>市の</u>総世帯数は31,067世帯で、引き続き増加傾向を示している。</p> <p>また、<u>市の</u>一世帯当たり人員は2.85人で、県平均の2.63人/世帯を上回っているが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われる。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																																																																																								
第1章	3	<p>◆人口・世帯・世帯人員の推移◆(変更)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (人)</th> <th>世帯人員 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 2年</td><td>83,372</td><td>21,981</td><td>3.79</td></tr> <tr><td>平成 7年</td><td>86,870</td><td>23,882</td><td>3.64</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>91,173</td><td>26,278</td><td>3.47</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>92,318</td><td>28,035</td><td>3.29</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>91,900</td><td>28,744</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>90,280</td><td>29,454</td><td>3.07</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>88,481</td><td>31,067</td><td>2.85</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 不詳人口を除く。 (資料: 国勢調査)</p> <p>年齢構成の動向をみると、令和2年における<u>(追加)</u>年少人口(15歳未満)は11,535人(13.2%)で、県平均の12.6%を上回っているが、経年的には減少傾向にある。老人人口(65歳以上)は25,434人(29.0%)で、県平均の30.8%を下回っているが、経年的には一貫した増加傾向にあり、今後も<u>引き続き(削除)</u>老人人口割合の増加が予想される。</p> <p>◆年齢階層別人口構成比の推移◆(変更)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満 (%)</th> <th>15~64歳未満 (%)</th> <th>65歳以上 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 2年</td><td>19.8</td><td>65.3</td><td>14.9</td></tr> <tr><td>平成 7年</td><td>18.2</td><td>64.8</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3</td><td>63.9</td><td>18.8</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>16.2</td><td>63.5</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>15.5</td><td>61.9</td><td>22.7</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>14.2</td><td>59.5</td><td>26.3</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>13.2</td><td>57.8</td><td>29.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 不詳人口を除く。 (追加) (資料: 国勢調査)</p>	年	人口 (人)	世帯数 (人)	世帯人員 (人/世帯)	平成 2年	83,372	21,981	3.79	平成 7年	86,870	23,882	3.64	平成12年	91,173	26,278	3.47	平成17年	92,318	28,035	3.29	平成22年	91,900	28,744	3.20	平成27年	90,280	29,454	3.07	令和 2年	88,481	31,067	2.85	年	15歳未満 (%)	15~64歳未満 (%)	65歳以上 (%)	平成 2年	19.8	65.3	14.9	平成 7年	18.2	64.8	17.0	平成12年	17.3	63.9	18.8	平成17年	16.2	63.5	20.3	平成22年	15.5	61.9	22.7	平成27年	14.2	59.5	26.3	令和 2年	13.2	57.8	29.0	<p>坂井市の人口・世帯・世帯人員の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (人)</th> <th>世帯人員 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>80,707</td><td>20,745</td><td>3.89</td></tr> <tr><td>平成 2年</td><td>83,372</td><td>21,981</td><td>3.79</td></tr> <tr><td>平成 7年</td><td>86,870</td><td>23,882</td><td>3.64</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>91,173</td><td>26,278</td><td>3.47</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>92,318</td><td>28,035</td><td>3.29</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>91,900</td><td>28,744</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>90,280</td><td>29,454</td><td>3.07</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>88,481</td><td>31,067</td><td>2.85</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 不詳人口を除く。 (資料: 国勢調査)</p> <p>年齢構成の動向をみると、令和2年における<u>市の</u>年少人口(15歳未満)は11,535人(13.2%)で、県平均の12.6%を上回っているが、経年的には減少傾向にある。老人人口(65歳以上)は25,434人(29.0%)で、県平均の30.8%を下回っているが、経年的には一貫した増加傾向にあり、今後も<u>引き続き</u>老人人口割合の増加が予想される。</p> <p>坂井市の年齢階層別人口構成比の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満 (%)</th> <th>15~64歳未満 (%)</th> <th>65歳以上 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>22.0</td><td>64.9</td><td>13.1</td></tr> <tr><td>平成 2年</td><td>19.8</td><td>65.3</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>平成 7年</td><td>18.2</td><td>64.8</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3</td><td>63.9</td><td>18.8</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>16.2</td><td>63.5</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>15.5</td><td>61.9</td><td>22.7</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>14.2</td><td>59.5</td><td>26.3</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>13.2</td><td>57.8</td><td>29.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 不詳人口を除く。 (注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。 (資料: 国勢調査)</p>	年	人口 (人)	世帯数 (人)	世帯人員 (人/世帯)	昭和60年	80,707	20,745	3.89	平成 2年	83,372	21,981	3.79	平成 7年	86,870	23,882	3.64	平成12年	91,173	26,278	3.47	平成17年	92,318	28,035	3.29	平成22年	91,900	28,744	3.20	平成27年	90,280	29,454	3.07	令和 2年	88,481	31,067	2.85	年	15歳未満 (%)	15~64歳未満 (%)	65歳以上 (%)	昭和60年	22.0	64.9	13.1	平成 2年	19.8	65.3	15.0	平成 7年	18.2	64.8	17.0	平成12年	17.3	63.9	18.8	平成17年	16.2	63.5	20.3	平成22年	15.5	61.9	22.7	平成27年	14.2	59.5	26.3	令和 2年	13.2	57.8	29.1
年	人口 (人)	世帯数 (人)	世帯人員 (人/世帯)																																																																																																																																								
平成 2年	83,372	21,981	3.79																																																																																																																																								
平成 7年	86,870	23,882	3.64																																																																																																																																								
平成12年	91,173	26,278	3.47																																																																																																																																								
平成17年	92,318	28,035	3.29																																																																																																																																								
平成22年	91,900	28,744	3.20																																																																																																																																								
平成27年	90,280	29,454	3.07																																																																																																																																								
令和 2年	88,481	31,067	2.85																																																																																																																																								
年	15歳未満 (%)	15~64歳未満 (%)	65歳以上 (%)																																																																																																																																								
平成 2年	19.8	65.3	14.9																																																																																																																																								
平成 7年	18.2	64.8	17.0																																																																																																																																								
平成12年	17.3	63.9	18.8																																																																																																																																								
平成17年	16.2	63.5	20.3																																																																																																																																								
平成22年	15.5	61.9	22.7																																																																																																																																								
平成27年	14.2	59.5	26.3																																																																																																																																								
令和 2年	13.2	57.8	29.0																																																																																																																																								
年	人口 (人)	世帯数 (人)	世帯人員 (人/世帯)																																																																																																																																								
昭和60年	80,707	20,745	3.89																																																																																																																																								
平成 2年	83,372	21,981	3.79																																																																																																																																								
平成 7年	86,870	23,882	3.64																																																																																																																																								
平成12年	91,173	26,278	3.47																																																																																																																																								
平成17年	92,318	28,035	3.29																																																																																																																																								
平成22年	91,900	28,744	3.20																																																																																																																																								
平成27年	90,280	29,454	3.07																																																																																																																																								
令和 2年	88,481	31,067	2.85																																																																																																																																								
年	15歳未満 (%)	15~64歳未満 (%)	65歳以上 (%)																																																																																																																																								
昭和60年	22.0	64.9	13.1																																																																																																																																								
平成 2年	19.8	65.3	15.0																																																																																																																																								
平成 7年	18.2	64.8	17.0																																																																																																																																								
平成12年	17.3	63.9	18.8																																																																																																																																								
平成17年	16.2	63.5	20.3																																																																																																																																								
平成22年	15.5	61.9	22.7																																																																																																																																								
平成27年	14.2	59.5	26.3																																																																																																																																								
令和 2年	13.2	57.8	29.1																																																																																																																																								

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)																																																																												
第1章	3	<p>2 産業</p> <p>(1) 産業別就業者数</p> <p>平成 27 (変更) 年の就業人口 (変更) は 47,726 (変更) 人で、(追加) 総人口 (追加) の 52.9 (変更) % となって (変更) いる。</p> <p>県全体と比較すると、(追加) 第1次及び第2次産業の占める割合が (変更) わずかに高く、第3次産業の占める割合が (変更) わずかに低くなっている。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆産業別就業人口構成比の推移◆(変更)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>13.1</td><td>38.3</td><td>48.6</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>10.4</td><td>39.9</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>8.5</td><td>38.8</td><td>52.7</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>5.8</td><td>38.1</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>5.8</td><td>35.9</td><td>58.2</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>4.6</td><td>33.8</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>4.3</td><td>33.7</td><td>61.9</td></tr> <tr><td>福井県 平成27年</td><td>3.8</td><td>31.3</td><td>65.0</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料:国勢調査)</p> <p>(注) 分類不能を除く (注) 小数点第2位を四捨五入しているため、 合計が 100 とならない場合がある(変更)</p> <p>(2) 農業</p> <p>平成 27 (変更) 年 (追加) における (追加) 農家世帯員人口 (追加) は 8,980 (変更) 人で、総人口 (変更) に占める割合は 9.9 (変更) % となっている。</p> <p>(追加) 農家数は 2,581 (変更) 戸で、(追加) 総世帯 (追加) に占める割合は 8.8 (変更) % となっている。経年的には、農家世帯員人口、農家数ともに減少傾向にあり、近年はその減少割合も大きくなっている。(変更)</p> <p>(3) 工業</p> <p>平成 26 年の (変更) 従業者数 4 人以上の事業所数は 344 (変更) 箇所、従業員数 (変更) は 9,492 (変更) 人で、近年では事業所数は減少しているのに対し、従業員数は増減を繰り返している。(変更)</p> <p>(4) 商業</p> <p>平成 26 (変更) 年の商店数 (変更) は 738 店 (変更)、従業員数の合計 (変更) は 5,039 (変更) 人で、経年的にみると、商店数が減少しているのに対し、従業員数は増減を繰り返している。(変更)</p>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	昭和60年	13.1	38.3	48.6	平成2年	10.4	39.9	49.7	平成7年	8.5	38.8	52.7	平成12年	5.8	38.1	56.1	平成17年	5.8	35.9	58.2	平成22年	4.6	33.8	61.6	平成27年	4.3	33.7	61.9	福井県 平成27年	3.8	31.3	65.0	<p>2 産業</p> <p>(1) 産業別就業者数</p> <p>令和 2 年の国勢調査における市の就業者数は 46,022 人で、市の総人口 (88,481 人) の 52.0% を占めている。</p> <p>県全体と比較すると、市の総人口に対する産業別就業者数の割合は、第1次及び第2次産業でわずかに高く、第3次産業ではわずかに低くなっている。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">坂井市の産業別就業人口構成比の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>15.0</td><td>42.9</td><td>42.1</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>10.4</td><td>39.9</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>8.5</td><td>38.8</td><td>52.7</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>5.8</td><td>38.1</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>5.8</td><td>35.9</td><td>58.2</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>4.6</td><td>33.8</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>4.3</td><td>33.7</td><td>61.9</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>3.8</td><td>34.0</td><td>62.3</td></tr> <tr><td>【福井県】</td><td>3.2</td><td>31.6</td><td>65.1</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料:国勢調査)</p> <p>(注) 分類不能を除く (注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。</p> <p>(2) 農業</p> <p>令和 2 年の農林業センサスにおける市の農家世帯員人口 (販売農家) は 5,422 人で、市の総人口 (88,481 人) に占める割合は 6.1% となっている。</p> <p>また、市の農家数は 1,316 戸で、市の総世帯数 (31,067 世帯) に占める割合は 4.2% となっている。経年的には、農家世帯員人口、農家数ともに減少傾向にある。</p> <p>(3) 工業</p> <p>福井県が公表している報告書「福井県の工業 (令和 3 年 (2021 年) 経済センサス一活動調査 製造業に関する結果報告書)」によると、市の令和 3 年における従業者数 4 人以上の事業所数は 318 箇所、従業者数 (従業者 4 人以上の事務所) は 9,943 人となっている。</p> <p>(4) 商業</p> <p>福井県が公表している報告書「福井県の商業 (卸売業、小売業) (令和 3 年 (2021 年) 経済センサス一活動調査 卸売業、小売業に関する結果報告書)」によると、市の令和 3 年における事業所数は 771 箇所、従業者数は 5,504 人となっている。</p>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	昭和60年	15.0	42.9	42.1	平成2年	10.4	39.9	49.7	平成7年	8.5	38.8	52.7	平成12年	5.8	38.1	56.1	平成17年	5.8	35.9	58.2	平成22年	4.6	33.8	61.6	平成27年	4.3	33.7	61.9	令和2年	3.8	34.0	62.3	【福井県】	3.2	31.6	65.1
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																												
昭和60年	13.1	38.3	48.6																																																																												
平成2年	10.4	39.9	49.7																																																																												
平成7年	8.5	38.8	52.7																																																																												
平成12年	5.8	38.1	56.1																																																																												
平成17年	5.8	35.9	58.2																																																																												
平成22年	4.6	33.8	61.6																																																																												
平成27年	4.3	33.7	61.9																																																																												
福井県 平成27年	3.8	31.3	65.0																																																																												
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																												
昭和60年	15.0	42.9	42.1																																																																												
平成2年	10.4	39.9	49.7																																																																												
平成7年	8.5	38.8	52.7																																																																												
平成12年	5.8	38.1	56.1																																																																												
平成17年	5.8	35.9	58.2																																																																												
平成22年	4.6	33.8	61.6																																																																												
平成27年	4.3	33.7	61.9																																																																												
令和2年	3.8	34.0	62.3																																																																												
【福井県】	3.2	31.6	65.1																																																																												

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第1章	3	<p>3 交通</p> <p>本 (変更) 市の道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道 364 号、西部に一般国道 305 号、中部に一般国道 8 号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達している。</p> <p>また、鉄道網も市の中を南北に走り、JR北陸本線が 2 駅、えちぜん鉄道三国芦原線が 9 駅設置されている（変更）。</p> <p>4 港湾及び石油コンビナート</p> <p>三国港は、古来より対岸諸国との交易港として栄え、江戸時代には北前船の出入りする「北国 7 大湊」として繁栄してきた。昭和 46 年 3 月には、三国港から名称を変更し福井港となり、三国港地区として整備が進められてきた。福井港は、本市の九頭竜川左岸に広がる三里浜に「福井臨海工業地帯」の造成と大型船舶の出入りが可能な港湾の建設を目指して、昭和 46 年に重要港湾の指定を受け、昭和 47 年より工事に着手し、昭和 53 年には一部が供用開始された。平成 12 年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定され、現在では、国家石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、また、福井臨海工業地帯（現在の通称「テクノポート福井」）の拠点港として（変更）福井県嶺北地域を中心とした物流基地としての大きな役割を果たしている。特に、三国港地区は、「越前がに」をはじめとする漁業の本拠地としての役割とともに（変更）、海洋性レクリエーションエリアとして（追加）平成 17 年 5 月に（追加）福井港九頭竜川ポートパークが供用開始されている。</p> <p>（中略）</p> <p>「テクノポート福井」は、従来からの繊維産業に加えて、付加価値の高い重化学工業等の基幹産業の導入を目指して整備され、化学・金属産業を中心として県内外の 84 (変更) 企業（テクノポート福井企業協議会ホームページ会員企業一覧より（平成 29 年 9 月現在）（変更））が立地している。今後は、経済社会情勢の変化に伴い、「臨海工業地帯としての先導役としての港湾」に加え、地域活性化の中核となる「地域と海との接点（物流及び市民への開放）としての港湾」の役割も担っていくことが求められている。</p> <p>5 福井空港</p> <p>（中略）</p> <p>その後、昭和 60 年にジェット化に対応した拡張整備計画を策定し、事業を推進してきたが、地元の同意が得られず、平成 15 年 6 月に計画を中止した。その間には平成 3 年 2 月に県警（追加）航空隊のヘリコプター、平成 9 年 3 月には県防災航空隊のヘリコプターが配備されるなど、（変更）空港の利用が拡充されている。</p> <p>災害時における空港の役割の重要性は、平成 9 年に発生した重油流出事故時（追加）における福井空港の利用状況をみても明らかであり、災害時等における迅速な人員の輸送、被災者の搬送、救援物資の輸送、救援機関の受入れ、情報収集等の防災活動拠点としての役割を担っている。</p>	<p>3 交通</p> <p>坂井市の道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道 364 号、西部に一般国道 305 号、中部に一般国道 8 号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達している。</p> <p>また、鉄道網は、令和 6 年 3 月に金沢・敦賀間の開業を迎えた北陸新幹線、その開業に伴って西日本旅客鉄道から経営分離された並行在来線のハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線の 3 線が市の中を南北に走っている。市内には、合わせて 11 駅が設置されており、その内訳は、ハピラインふくい線で 2 駅（春江駅・丸岡駅）、えちぜん鉄道三国芦原線で 9 駅（太郎丸エンゼルランド駅・西春江ハートピア駅・西長田ゆりの里駅・下兵庫こうふく駅・大閑駅・水居駅・三国神社駅・三国駅・三国港駅）となっている。</p> <p>4 港湾及び石油コンビナート</p> <p>三国港は、古来より対岸諸国との交易港として栄え、江戸時代には北前船の出入りする「北国 7 大湊」として繁栄してきた。昭和 46 年 3 月には、三国港から名称を変更し福井港となり、三国港地区として整備が進められてきた。福井港は、本市の九頭竜川左岸に広がる三里浜に「福井臨海工業地帯」の造成と大型船舶の出入りが可能な港湾の建設を目指して、昭和 46 年に重要港湾の指定を受け、昭和 47 年より工事に着手し、昭和 53 年には一部が供用開始された。平成 12 年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定され、現在では、国家石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、また、福井臨海工業地帯（現在の通称「テクノポート福井」）の拠点港や、福井県嶺北地域を中心とした物流基地としての大きな役割を果たしている。特に、三国港地区は、「越前がに」をはじめとする漁業の本拠地としての役割に加え、海洋性レクリエーションエリアとしての機能も期待されており、平成 17 年 5 月には福井港九頭竜川ポートパークが供用開始されている。</p> <p>（中略）</p> <p>「テクノポート福井」は、従来からの繊維産業に加えて、付加価値の高い重化学工業等の基幹産業の導入を目指して整備され、化学・金属産業を中心として県内外の 83 企業（テクノポート福井企業協議会ホームページ会員企業一覧より（令和 7 年 12 月現在））が立地している。今後は、経済社会情勢の変化に伴い、「臨海工業地帯としての先導役としての港湾」に加え、地域活性化の中核となる「地域と海との接点（物流及び市民への開放）としての港湾」の役割も担っていくことが求められている。</p> <p>5 福井空港</p> <p>（中略）</p> <p>その後、昭和 60 年にジェット化に対応した拡張整備計画を策定し、事業を推進してきたが、地元の同意が得られず、平成 15 年 6 月に計画を中止した。その間には平成 3 年 2 月に県警（追加）航空隊のヘリコプター、平成 9 年 3 月には県防災航空隊のヘリコプターが配備されている。さらに、令和 3 年 5 月には、県立病院を基地病院としたドクターヘリの運航も開始され、空港の利用が拡充されている。</p> <p>災害時における空港の役割の重要性は、平成 9 年に発生した重油流出事故時や、令和 6 年に発生した能登半島地震における福井空港の利用状況をみても明らかであり、災害時等における迅速な人員の輸送、被災者の搬送、救援物資の輸送、救援機関の受入れ、情報収集等の防災活動拠点としての役割を担っている。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第1章	3	(中略)	(中略)
第1章	4	<p>第4節 坂井市の既往の主な災害 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 雪害 (中略)</p> <p>さらに、平成30年2月豪雪では、平成30年2月4日からの強い冬型の気圧配置により、嶺北を中心に、5日から13日にかけて大雪となった。この大雪により、北陸自動車道や中部縦貫自動車道は通行止めとなり、国道8号では最大で約1,500台の車両が立ち往生した。加えて、JR、えちぜん鉄道、路線バス等の公共交通機関が運休するといった大規模な交通障害が発生した。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5 (中略)</p>	<p>第4節 坂井市の既往の主な災害 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 雪害 (中略)</p> <p>さらに、平成30年2月豪雪では、平成30年2月4日からの強い冬型の気圧配置により、嶺北を中心に、5日から13日にかけて大雪となった。この大雪により、北陸自動車道や中部縦貫自動車道は通行止めとなり、国道8号では最大で約1,500台の車両が立ち往生した。加えて、JR、えちぜん鉄道、路線バス等の公共交通機関が運休するといった大規模な交通障害が発生した。</p> <p><u>令和3年大雪では、1月7日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸の山脈で二手に分かれた寒気が嶺北地方付近の日本海上で合流して発達した雨雲が県内に流れ込んだ。このため、福井県は嶺北地方を中心に記録的大雪となり、福井市と大野市では「顕著な大雪に関する福井県情報」が発表された。嶺北地方では、高速道路、国道8号が通行止めとなり、北陸自動車道では、一時、加賀ICから武生ICにかけて約1,600台の車両が滞留するなど、県民の生活に大きな支障を与えた。</u></p> <p>第5 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	1	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害等予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 水源地域整備事業 (変更)</p> <p>水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。(変更)</p> <p>4 (中略)</p> <p>第2～第4 (中略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>1 警戒避難対策の充実</p> <p>市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(中略)</p> <p>2 市民への周知</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 必要に応じて、<u>浸水想定区域・避難場所・避難路等を反映した洪水ハザードマップ、防災マップの見直しを行うとともに、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布し、講習会を実施する等、周知徹底を図るものとする。(変更)</u> その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 市は、防災週間や(変更)防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料等を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>3 洪水予報等の伝達方法</p> <p>市は、洪水予報等の伝達方法として、防災行政無線、<u>防災情報メール (変更)</u>、緊急速報メール、市ホームページ等を活用する。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害等予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 流域保全総合治山等事業</p> <p>流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。</p> <p>4 (中略)</p> <p>第2～第4 (中略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>1 警戒避難対策の充実</p> <p>市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</p> <p><u>市は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、ライフライン事業者、鉄道事業者などと連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 市民への周知</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 必要に応じて、<u>浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。</u> その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 市は、防災週間、<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料等を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>3 洪水予報等の伝達方法</p> <p>市は、洪水予報等の伝達方法として、防災行政無線、<u>防災行政メール</u>、<u>音声一斉配信サービス</u>、<u>防災アプリ</u>、緊急速報メール、市ホームページ等を活用する。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	1	<p>第6～第10 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6～第10 (中略)</p> <p>第11 水防と河川管理等の連携</p> <p>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、市は国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者と協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</p>
第2章	2	第2節 (中略)	第2節 (中略)
第2章	3	<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務</p> <p>土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を(変更)定めた<u>(追加)</u>計画を作成し、(変更)当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。(変更)</p> <p>また、<u>計画を作成・変更したとき及び、訓練を行ったときの結果を(変更)</u>市長に報告しなければならない。(変更)</p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務</p> <p>土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた<u>避難確保</u>計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>また、<u>作成又は変更した計画について</u>市長に報告するものとする。</p> <p>(中略)</p>
第2章	4～5	第4節、第5節 (中略)	第4節、第5節 (中略)
第2章	6	<p>第6節 火災予防計画</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 人的消防力の強化</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 消防団の活性化対策の推進</p> <p><u>消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、消防団への青年層の入団を促進する。</u></p> <p><u>(変更)</u></p> <p>(3) (中略)</p>	<p>第6節 火災予防計画</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 人的消防力の強化</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 消防団の活性化対策の推進</p> <p><u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>(3) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)										
第2章	6	<p>3 (中略)</p> <p>第2～第5 (中略)</p>	<p>3 (中略)</p> <p>第2～第5 (中略)</p>										
第2章	7	第7節 (中略)	第7節 (中略)										
第2章	8	<p>第8節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p>市は県と連携して、<u>(追加)</u>公園、<u>(追加)</u>緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (追加) 公園の整備</p> <p>災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する<u>(追加)</u>公園の整備を推進する。</p> <p>2 (追加) 緑地 (追加) の整備</p> <p>緩衝、避難等の用に供する<u>(追加)</u>緑地及び街路樹の整備を推進する。</p> <p>3、4 (中略)</p> <p>5 港湾空間の整備</p> <p>国及び県<u>と連携のもと、港湾区域内での(変更)</u>避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、<u>(追加)</u>避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。</p> <p><u>また、整備されている耐震岸壁の活用を図る。(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">◆耐震岸壁一覧◆ (削除)</p> <p style="text-align: center;">平成27年1月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>地区名</th> <th>施設名</th> <th>水深</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井港</td> <td>本港地区</td> <td>北耐震岸壁I</td> <td>-5.5m</td> <td>100m <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 (中略)</p>	港名	地区名	施設名	水深	延長	福井港	本港地区	北耐震岸壁I	-5.5m	100m <u>(削除)</u>	<p>第8節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p>市は県と連携して、<u>都市公園、都市</u>緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</p> <p><u>市は、国及び県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、福井港丸岡インター連絡道路の整備、福井外環状道路の計画の具体化を進める。</u></p> <p><u>また、市、国及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>1 都市公園の整備</p> <p>災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する<u>都市</u>公園の整備を推進する。</p> <p>2 都市緑地等の整備</p> <p>緩衝、避難等の用に供する<u>都市</u>緑地及び街路樹の整備を推進する。</p> <p>3、4 (中略)</p> <p>5 港湾空間の整備</p> <p>国及び県<u>が、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に</u>避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、<u>市は、国及び県とともに</u>避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。</p> <p><u>また、整備されている耐震岸壁の活用を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">◆耐震岸壁一覧◆</p> <p>第5 (中略)</p>
港名	地区名	施設名	水深	延長									
福井港	本港地区	北耐震岸壁I	-5.5m	100m <u>(削除)</u>									

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	8	<p>第6 風水害に強いまちづくり</p> <p>市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>(追加)</u> また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6 風水害に強いまちづくり</p> <p>市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u> また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壤保全強化等による流木対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う灾害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県の助言及び支援を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。</u></p>
第2章	9	<p>第9節 ライフライン施設等災害予防計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 電気通信設備災害予防対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)<u>及び(変更)</u>ソフトバンク(株)<u>(追加)</u>は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>	<p>第9節 ライフライン施設等災害予防計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 電気通信設備災害予防対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)<u>及び</u>ソフトバンク(株)<u>及び</u>楽天モバイル(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>
第2章	10	<p>第10節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>(中略)</p>	<p>第10節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>(中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	10	<p>1 道路施設の整備 災害時における道路施設機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、アンダーパス部等について調査（<u>追加</u>）を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。 (中略)</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>4 道路啓閉用資機材の整備（変更） (<u>追加</u>)</p> <p>事故車両、倒壊物、落下物等<u>を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓閉用資機材を民間企業（変更）</u>から緊急に協力が得られるよう<u>その体制づくり（変更）</u>に努める。</p> <p>第3 (中略)</p>	<p>1 道路施設の整備 災害時における道路施設機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、アンダーパス部等について調査・<u>点検</u>を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。 (中略)</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>4 道路啓閉等 道路管理者は、大規模災害において道路啓閉等を迅速に行うため、<u>関係機関と連携して、道路啓閉計画を策定するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u> 事故車両、倒壊物、落下物等<u>の道路障害物の除去による道路啓閉等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結</u>に努める。</p> <p>第3 (中略)</p>
第2章	11	<p>第11節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 情報通信施設の整備・活用（削除） 市は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備（<u>追加</u>）を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入（<u>追加</u>）など、通信設備の運用体制の強化を図る。（<u>追加</u>）</p> <p>1 無線通信施設の整備・活用 (1) 防災行政無線の整備 (中略) ①～④ (中略) (<u>追加</u>) (2)～(5) (中略) 2～5 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p> <p>第4 非常用食料及び生活必需品の確保 (中略) 1 (中略)</p>	<p>第11節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 情報通信施設の整備・活用 市は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備・<u>耐震化</u>を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、<u>情報伝達手段の多重化</u>など、通信設備の運用体制の強化を図る。また、<u>効果的・効率的な防災対策</u>を行うため、A I、I o T、<u>クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</u></p> <p>1 無線通信施設の整備・活用 (1) 防災行政無線の整備 (中略) ①～④ (中略) ⑤ <u>防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系及び有線系の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。</u> (2)～(5) (中略) 2～5 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p> <p>第4 非常用食料及び生活必需品の確保 (中略) 1 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	11	<p>2 市の備蓄 (中略) また、<u>粉ミルク (変更)</u> や柔らかい食品など要配慮者向けの食料の備蓄にも努める。</p> <p>3 (中略)</p> <p>第5 (中略)</p>	<p>2 市の備蓄 (中略) また、<u>乳児用粉ミルク・液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む)</u> や柔らかい食品など要配慮者向けの食料の備蓄にも努める。</p> <p>3 (中略)</p> <p>第5 (中略)</p>
第2章	12	<p>第12節 緊急事態管理体制整備計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 市における防災活動体制の整備 (中略) 1～6 (中略) 7 企業等との連携強化 (1) 企業等との連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する体制を整備する。 <u>(追加)</u> (2)、(3) (中略) <u>(追加)</u> 8 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>	<p>第12節 緊急事態管理体制整備計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 市における防災活動体制の整備 (中略) 1～6 (中略) 7 企業等との連携強化 (1) 企業等との連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する体制を整備する。 <u>また、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。</u> (2)、(3) (中略) <u>(4) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を県及び運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> 8 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>
第2章	13	<p>第13節 避難対策計画 第1 (中略)</p> <p>第2 避難場所及び避難所の指定、整備等 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民等の安全を確保するための<u>(追加)</u> 避難場所及び<u>(変更)</u> 被災者が一定期間避難生活を送るための<u>(追加)</u> 避難所並びに<u>(変更)</u> 避難路を指定し、市民に対し周知徹底を図る<u>とともに、避難所等 (変更)</u> における救助施設等の整備に努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>第13節 避難対策計画 第1 (中略)</p> <p>第2 避難場所及び避難所の指定、整備等 <u>市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。</u> <u>なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、市民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。</u> <u>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	13	<p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定避難所の指定</p> <p>市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、新型コロナウイルス感染症を含む（削除）感染症対策等を踏まえ、災対法施行令（変更）で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数（追加）等について、市民への周知徹底を図る。（追加）</p> <p>（中略）</p> <p>さらに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者（追加）等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む（削除）感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>4～9 (中略)</p> <p>10 避難所の設備</p> <p>市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、（追加）仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベット、パーテーション（変更）、非常用電源、（追加）衛星携帯電話（追加）等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む（削除）感染症対策に必要な物資等の整備を図る。（変更）</p>	<p>努めるものとする。</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定避難所の指定</p> <p>市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、市民への周知徹底を図る。なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。</p> <p>（中略）</p> <p>さらに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</p> <p>市は、保健師、福祉関係者、N P O、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>4～9 (中略)</p> <p>10 避難所の設備</p> <p>市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベット、パーテイション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	13	<p><u>(追加)</u></p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>11 (変更) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及 (中略)</u></p> <p><u>12 (変更) 指定管理者との役割分担 (中略)</u></p> <p><u>13 (変更) 専門家等との定期的な情報交換 (中略)</u></p> <p>第3 (中略)</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市は、迅速かつ安全な避難を期するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するほか、避難誘導マップ <u>(追加)</u> 等を作成し、市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。なお、防災マップ <u>(追加)</u> の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>第5 避難所運営体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制</p> <p>市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、<u>鍵の保管者 (変更)</u> をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>避難所運営の円滑化を図るため、<u>避難所施設管理者及び (変更)</u> 運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。</p> <p>3 施設管理者の支援体制</p> <p>避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力する<u>ほか、運営の支援を行う (削除)</u>。</p> <p>第6～第9 (中略)</p>	<p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>11 新たな技術を用いた設備の活用</p> <p>市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、<u>新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。</u></p> <p>12 避難所の運営管理に必要な知識等の普及 (中略)</p> <p>13 指定管理者との役割分担 (中略)</p> <p>14 専門家等との定期的な情報交換 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市は、迅速かつ安全な避難を期するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するほか、避難誘導マップ、<u>コミュニティタイムライン、マイタイムライン</u>等を作成し、市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。なお、防災マップ、<u>コミュニティタイムライン、マイタイムライン</u>の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>第5 避難所運営体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制</p> <p>市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、<u>避難所支援員</u>をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>避難所運営の円滑化を図るため、<u>避難所支援員及び施設管理者は</u>運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。</p> <p>3 施設管理者の支援体制</p> <p>避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力する<u>ほか、運営の支援を行う。</u></p> <p>第6～第9 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	13	<p>第10 広域避難のための体制の整備 (中略)</p> <p>また、<u>(追加)</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第10 広域避難のための体制の整備 (中略)</p> <p>また、<u>指定</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第11 避難所における良好な生活環境の確保</p> <p><u>市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u></p>
第2章	14	<p>第14節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1～4 (中略)</p> <p>5 医療救護所間の情報通信体制の整備 (削除)</p> <p><u>市は、医療救護所の予定施設として、病院等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。(削除)</u></p> <p><u>また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。(削除)</u></p> <p><u>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。(削除)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>6 航空医療搬送拠点の整備 (中略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>第2、第3 (中略)</p>	<p>第14節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1～4 (中略)</p> <p>5 医療救護所間の情報通信体制の整備</p> <p><u>市は、医療救護所の予定施設として、病院等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。</u></p> <p><u>また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。</u></p> <p><u>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</u></p> <p>5 広域的応急医療体制の確立</p> <p><u>広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受け入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。</u></p> <p><u>市は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、国、県及び医療機関と連携し、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用に努めるものとする。</u></p> <p>6 航空医療搬送拠点の整備 (中略)</p> <p>7 中長期における医療体制の充実</p> <p><u>市は、県、地元医師会及び地域の災害拠点病院関係者等と協力し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。</u></p> <p>8 保健医療福祉調整に係る体制の整備</p> <p><u>市は、県と連携して、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。</u></p> <p>第2、第3 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	15	<p>第15節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 応援・受援計画の策定</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体や自衛隊、緊急消防援助隊等の（変更）防災関係機関及び（変更）民間団体、（変更）事業者等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の窓口及び（削除）手順、（追加）役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む（削除）感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む（削除）感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>2 (中略)</p>	<p>第15節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 応援・受援計画の策定</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体、防災関係機関、民間団体及び事業者等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の窓口及び手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>市は、国や県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>2 (中略)</p>
第2章	16	<p>第16節 防災訓練計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 訓練の内容</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 訓練の方法及び訓練記録</p> <p>(中略)</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、（削除）感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>4 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>第16節 防災訓練計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 訓練の内容</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 訓練の方法及び訓練記録</p> <p>(中略)</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>4 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第2章	17	<p>第17節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 (中略)</p>	<p>第17節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	17	<p>普及の内容</p> <p>①～⑩ (中略) ⑪ 各機関の防災対策 <u>(追加)</u> <u>⑫ (変更)</u> その他必要な事項</p> <p>2～6 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 災害教訓の伝承 (中略) 市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 <u>(追加)</u></p>	<p>普及の内容</p> <p>①～⑩ (中略) ⑪ 各機関の防災対策 <u>⑫ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> <u>⑬</u> その他必要な事項</p> <p>2～6 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 災害教訓の伝承 (中略) 市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 <u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>
第2章	18	第18節 (中略)	第18節 (中略)
第2章	19	<p>第19節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 避難路の整備及び確保</p> <p>市は、<u>社会福祉施設等 (変更)</u> から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者への対策</p> <p>(中略)</p> <p>1～7 (中略)</p> <p>8 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 個別避難計画の作成 (中略)</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から<u>の避難支援体制の整備 (削除)</u>、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、<u>(変更)</u> 支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (中略)</p> <p>(2) (中略)</p>	<p>第19節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 避難路の整備及び確保</p> <p>市は、<u>要配慮者利用施設</u>から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者への対策</p> <p>(中略)</p> <p>1～7 (中略)</p> <p>8 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 個別避難計画の作成 (中略)</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から<u>の避難支援体制の整備</u>、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。 (中略)</p> <p>(2) (中略)</p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第2章	19	<p>第3 災害応急体制の整備</p> <p>1 社会福祉施設（変更）の耐震化等</p> <p>市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など<u>社会福祉施設等（変更）</u>の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。</p> <p>また、<u>社会福祉施設（変更）</u>の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、<u>社会福祉施設（変更）</u>の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。</p> <p>2 社会福祉施設（変更）の災害応急体制</p> <p><u>社会福祉施設（変更）</u>の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 地域ぐるみの救護体制の整備</p> <p>要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の市民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する<u>とともに、近隣住民は日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくものとする（削除）。</u></p> <p>市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等と相互に協力し、平時から要配慮者に関する情報の把握や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。<u>（削除）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第3 災害応急体制の整備</p> <p>1 要配慮者利用施設の耐震化等</p> <p>市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など<u>要配慮者利用施設</u>の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。</p> <p>また、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、<u>要配慮者利用施設</u>の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。</p> <p>2 要配慮者利用施設の災害応急体制</p> <p><u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 地域ぐるみの救護体制の整備</p> <p>要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の市民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する<u>とともに、近隣住民は日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくものとする。</u></p> <p>市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等と相互に協力し、平時から要配慮者に関する情報の把握や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する<u>とともに、</u>府舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作</p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第2章	19	<p><u>(追加)</u></p> <p>また、市は、災害時におけるホームヘルパー等専門職の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（<u>福祉避難所（変更）</u>の設置を含む。）を整備する。</p> <p>4～6 （中略）</p> <p>第4 情報連絡・伝達整備及び体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達整備及び体制については、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等 <u>(追加)</u> についても検討し、具体化を図る。</p> <p>（中略）</p> <p>第5 （中略）</p> <p>第6 防災知識の普及</p> <p>1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>市は、県と協力して、漫画やイラスト、ビデオ等の手法を取り入れることや外国語版などを要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 （中略）</p> <p>第7 防災訓練における配慮事項</p> <p>市は、防災訓練を実施する際、<u>(追加)</u> 要配慮者 <u>(追加)</u> に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める <u>(追加)</u>。</p>	<p><u>成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（<u>二次避難所</u>の設置を含む。）を整備する。</p> <p>4～6 （中略）</p> <p>第4 情報連絡・伝達整備及び体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達整備及び体制については、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</p> <p><u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等、<u>迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置</u>についても検討し、具体化を図る。</p> <p>（中略）</p> <p>第5 （中略）</p> <p>第6 防災知識の普及</p> <p>1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発</p> <p><u>市は、防災知識の普及啓発を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>市は、県と協力して、漫画やイラスト、ビデオ等の手法を取り入れることや外国語版などを要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。</p> <p><u>市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>2 （中略）</p> <p>第7 防災訓練における配慮事項</p> <p>市は、防災訓練を実施する際、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める <u>と</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	19	<p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 (中略)</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) <u>粉ミルク (変更)</u> や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供</p> <p>(5)～(7) (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9 (中略)</p>	<p>ともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 (中略)</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) <u>乳児用粉ミルク・液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む。)</u> や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供</p> <p>(5)～(7) (中略)</p> <p>(8) <u>精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備</u></p> <p>(9) <u>避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング (動線・音・視線の配慮等)</u> の検討</p> <p>第9 (中略)</p>
第2章	20	<p>第20節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 ボランティアの活動環境の整備 (中略)</p> <p>市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、(削除)</u>国・県・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、<u>(追加)</u>研修や訓練の制度、<u>災害時における(削除)</u>防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、<u>防災 (変更)</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>第20節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 ボランティアの活動環境の整備 (中略)</p> <p>市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、国・県・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、<u>災害時における</u>防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、<u>災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>市は、<u>災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定める</u>よう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>第3、第4 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																
第3章	1	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1 配備計画</p> <p>1 職員の配備体制の基準</p> <p>(1) 災害対策連絡室設置前の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td><td>(中略)</td><td>本府 : 安全対策課 (変更) : 各支所 : (担当職員) : (変更)</td><td>① 防災担当職員 (変更) による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)</td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td>① (中略) ② 土砂災害警戒情報 (変更) が発表されたとき。</td><td>本府 : 安全対策課 : 農業振興課 : 林業水産振興課 : 建設部 支所 : 各支所 : 建設部 : (課長・担当職員) : 必要に応じ関係課 (変更)</td><td>① 防災関係課等 (変更) の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒地域への広報体制 ③ 避難対策の準備体制 (変更)</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部設置前の配備体制 (災害対策連絡室設置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (災害対策連絡室設置)</td><td>(中略)</td><td>防災関係課の部長・課長・担当職員 (必要に応じ防災関係課の職員) (変更)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>第2配備</td><td>(中略)</td><td>全部長・全課長・防災関係課の参事・課長補佐・職員 (変更)</td><td>① 必要により災害対策本部の設置 (変更) ②~⑤ (中略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	注意体制	(中略)	本府 : 安全対策課 (変更) : 各支所 : (担当職員) : (変更)	① 防災担当職員 (変更) による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)	警戒体制	① (中略) ② 土砂災害警戒情報 (変更) が発表されたとき。	本府 : 安全対策課 : 農業振興課 : 林業水産振興課 : 建設部 支所 : 各支所 : 建設部 : (課長・担当職員) : 必要に応じ関係課 (変更)	① 防災関係課等 (変更) の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒地域への広報体制 ③ 避難対策の準備体制 (変更)	種別	配備基準	配備要員	配備内容	第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	防災関係課の部長・課長・担当職員 (必要に応じ防災関係課の職員) (変更)	(中略)	第2配備	(中略)	全部長・全課長・防災関係課の参事・課長補佐・職員 (変更)	① 必要により災害対策本部の設置 (変更) ②~⑤ (中略)	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1 配備計画</p> <p>1 職員の配備体制の基準</p> <p>(1) 災害対策連絡室設置前の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td><td>(中略)</td><td>本府 : 危機管理対策課 : 建設部 支所 : 支所職員</td><td>① 担当職員による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)</td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td></td><td></td><td>① 関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒情報等が発表されたとき。 ※ 農業振興課及び林業水産振興課、水防活動班は状況により参集</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部設置前の配備体制 (災害対策連絡室設置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (災害対策連絡室設置)</td><td>(中略)</td><td>警戒体制に加え、必要に応じ総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長・避難所支援員 (※) を招集</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>第2配備</td><td>(中略)</td><td>第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員 (※) を招集</td><td>① 必要により災害対策本部設置の検討 ②~⑤ (中略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	注意体制	(中略)	本府 : 危機管理対策課 : 建設部 支所 : 支所職員	① 担当職員による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)	警戒体制			① 関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒情報等が発表されたとき。 ※ 農業振興課及び林業水産振興課、水防活動班は状況により参集	種別	配備基準	配備要員	配備内容	第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	警戒体制に加え、必要に応じ総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長・避難所支援員 (※) を招集	(中略)	第2配備	(中略)	第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員 (※) を招集	① 必要により災害対策本部設置の検討 ②~⑤ (中略)
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
注意体制	(中略)	本府 : 安全対策課 (変更) : 各支所 : (担当職員) : (変更)	① 防災担当職員 (変更) による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)																																																
警戒体制	① (中略) ② 土砂災害警戒情報 (変更) が発表されたとき。	本府 : 安全対策課 : 農業振興課 : 林業水産振興課 : 建設部 支所 : 各支所 : 建設部 : (課長・担当職員) : 必要に応じ関係課 (変更)	① 防災関係課等 (変更) の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒地域への広報体制 ③ 避難対策の準備体制 (変更)																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	防災関係課の部長・課長・担当職員 (必要に応じ防災関係課の職員) (変更)	(中略)																																																
第2配備	(中略)	全部長・全課長・防災関係課の参事・課長補佐・職員 (変更)	① 必要により災害対策本部の設置 (変更) ②~⑤ (中略)																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
注意体制	(中略)	本府 : 危機管理対策課 : 建設部 支所 : 支所職員	① 担当職員による情報連絡活動が円滑に行われる体制 (待機体制: 自宅待機を含む。)																																																
警戒体制			① 関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒情報等が発表されたとき。 ※ 農業振興課及び林業水産振興課、水防活動班は状況により参集																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	警戒体制に加え、必要に応じ総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長・避難所支援員 (※) を招集	(中略)																																																
第2配備	(中略)	第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員 (※) を招集	① 必要により災害対策本部設置の検討 ②~⑤ (中略)																																																

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																
第3章	1	<p>(3) 災害対策本部設置後の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 (災害対策本部設置)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td><td> ① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 (追加) </td></tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 各部局長等は必要と認める範囲内において<u>総務部長 (変更)</u>と協議の上、動員数を適宜増減することができる。 (中略) <p>2 職員の動員</p> <p>市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>(追加)</u> 職員を非常招集する。</p> <p>(1) 配備体制の決定等</p> <p>配備体制の種別、開始及び解除は、第2配備までにおいては<u>総務部長 (変更)</u>、非常配備体制においては市長が指令する。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 動員方法</p> <p>① 職員の動員は、「1 職員の配備体制の基準」の配備種別に応じて逐次動員する。<u>(変更)</u> ② 総務部長は、第1配備又は第2配備を指令したときは、直ちに全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。<u>(変更)</u></p> <p>③ 市長は、非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。<u>(変更)</u></p> <p>④ 非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長に連絡するものとし、本部長は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。</p>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 (追加)	<p>(3) 災害対策本部設置後の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 (災害対策本部設置)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td><td> ① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 ○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集 </td></tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 各部局長等は必要と認める範囲内において<u>危機対策監</u>と協議の上、動員数を適宜増減することができる。 (中略) <p>2 職員の動員</p> <p>市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>災害の状況に応じて</u> 職員を非常招集する。</p> <p>(1) 配備体制の決定等</p> <p>配備体制の種別、開始及び解除は、第2配備までにおいては<u>危機対策監</u>、非常配備体制においては市長が指令する。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 動員方法</p> <p>① 危機対策監が第1配備又は第2配備を指令したときは、関係する部長又は全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。 ② 第1及び第2配備体制までにおいて、計画に定める配備要員だけでは円滑に応急対策が行えない場合、危機対策監はあらかじめ定める避難所支援員（別紙「避難所支援職員名簿」参照）に連絡し、指定された区域に必要な人数を配置につかせることができる。なお、非常配備体制（災害対策本部）に移行したとき、避難所支援員は、各支所（坂井地区は本庁）に参集し、「第7 大規模災害発生時の初動対応」「2初動期における応急対策活動（2）現地対策班」の規定に基づき、各支所にて活動を行うこととする。 ③ 第1配備又は第2配備までにおいて、各部長は、災害の状況に応じて他の部班若しくは避難所支援員の応援を必要とするときは、危機対策監に連絡するものとし、危機対策監は、直ちに関係部長並びに各支所長に連絡し応援をさせる。 ④ 第1配備又は第2配備までにおいて、災害対策連絡室の業務に支障が出る場合には、危機管理対策監はあらかじめ定める本部支援員に連絡し、必要な人数を配置につかせ</p>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 ○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集
種別	配備基準	配備要員	配備内容																
非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 (追加)																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																
非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 ○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集																

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第3章	1	<p><u>(変更)</u></p> <p>⑤ 消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長は消防団長に要請することができる。</p> <p><u>(変更)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 伝達手段及び経路等</p> <p>(1) 伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における伝達</p> <p>電話及び口頭等迅速かつ的確な方法により伝達するものとし、庁内放送、庁内ネットワーク掲示板及び坂井市総合防災情報システムによりこれを徹底する。<u>(変更)</u></p> <p>② 勤務時間外又は休日等における伝達</p> <p>あらかじめ定めた緊急連絡網に従い、電話及び坂井市総合防災情報システムにより伝達するものとする。<u>(変更)</u></p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※時間外において宿日直者は、安全対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は安全対策課から行う。<u>(削除)</u></p>	<p><u>ことができる。</u></p> <p>⑤ 市長が非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。</p> <p>⑥ 非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長（市長）に連絡するものとし、本部長（市長）は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。</p> <p><u>※災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（市長）は消防団長に要請する。</u></p> <p>3 伝達手段及び経路等</p> <p>(1) 伝達手段</p> <p>原則、坂井市総合防災情報システムによるメール配信等により伝達する。</p> <p>ただし、勤務時間中の注意体制及び警戒体制、第1配備、第2配備については、電話連絡で行う場合もある。</p> <p>なお、被災状況により配信ができない場合であっても、震度5強以上は全職員が自動参加とする。</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※時間外において宿日直者は、安全対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は安全対策課から行う。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	1	<p style="text-align: center;">◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 伝達事項</p> <p>(中略)</p> <p>① (中略)</p> <p>② 参集時間及び参集場所 <u>(本部設置場所等) (変更)</u></p> <p>③ <u>装備等 (削除)</u></p> <p>④ <u>(変更)</u> (中略)</p> <p>4 職員の参集</p> <p>(1) (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) (変更)</u> (中略)</p> <p><u>(3) (変更)</u> (中略)</p> <p>第2 組織計画</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置及び廃止基準</p> <p>① 設置基準</p> <p>ア、イ (中略)</p> <p>ウ その他市長<u>又は総務部長 (削除)</u>が災害対策連絡室設置の必要があると認めたとき。</p> <p>② (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) 組織及び業務内容</p> <p>災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 伝達事項</p> <p>(中略)</p> <p>① (中略)</p> <p>② 参集時間及び参集場所 <u>(各支所・災害対策本部・災害対策連絡室設置場所等)</u></p> <p>③ <u>装備等</u></p> <p>④ (中略)</p> <p>4 職員の参集</p> <p>(1) (中略)</p> <p><u>(2) 参集場所</u></p> <p>職員は原則として、所属する勤務場所に参集する。</p> <p>ただし、危機対策監より連絡のあった避難所支援職員は、各支所に参集、坂井地区については、危機管理対策課に指定された場所に参集し、本部支援員については、総務部に参集する。</p> <p><u>(3) (中略)</u></p> <p><u>(4) (中略)</u></p> <p>第2 組織計画</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置及び廃止基準</p> <p>① 設置基準</p> <p>ア、イ (中略)</p> <p>ウ その他市長<u>又は総務部長</u>が災害対策連絡室設置の必要があると認めたとき。</p> <p>② (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) 組織及び業務内容</p> <p>災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。</p> <p><u>このうち、災害対策連絡室長は、危機対策監とするが、危機対策監が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を負う。</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																												
第3章	1	<p>◆災害対策連絡室組織図◆</p> <pre> graph TD A1[【室長】 総務部長(変更)] --- B1[【事務局】 （追加）] A1 --- C1[【室員】 ・健康福祉部長 ・建設部長 ・教育部長 （変更）] B1 --- C1 </pre> <p>【室員】 ・健康福祉部長 ・建設部長 ・教育部長 （変更）</p> <p>2 災害対策本部 (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報</td> <td>安全対策課(変更) （追加）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>福祉生活部(変更) （追加）</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td></td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業建設部(変更) （追加）</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td></td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監(削除)</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (中略) 4 権限委譲措置 (中略)</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	安全対策課(変更) （追加）	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	福祉生活部(変更) （追加）	健康福祉部長	議会事務局長		生活環境部長	会計管理者	産業建設部(変更) （追加）	産業政策部長	総合政策部長		建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長	<p>◆災害対策連絡室組織図◆</p> <pre> graph TD A2[【室長】 危機対策監] --- B2[【事務局】 総務部次長 危機管理対策課] A2 --- C2[【室員】 ・総務部長 ・生活環境部長 ・建設部長 ・健康福祉部長 ・産業政策部長 ・教育部長 （変更）] B2 --- C2 </pre> <p>【室員】 ・総務部長 ・生活環境部長 ・建設部長 ・健康福祉部長 ・産業政策部長 ・教育部長 （変更）</p> <p>2 災害対策本部 (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防組合 市民・一般 報道機関</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報</td> <td>危機管理対策課 支所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業政策部</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td>建設部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (中略) 4 権限委譲措置 (中略)</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防組合 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	危機管理対策課 支所	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長	会計管理者	産業政策部	産業政策部長	総合政策部長	建設部	建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監	医療部	三国病院事務局長
公表先	方法	担当																																																													
県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	安全対策課(変更) （追加）																																																													
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																												
総務部	総務部長	福祉生活部(変更) （追加）	健康福祉部長																																																												
	議会事務局長		生活環境部長																																																												
	会計管理者	産業建設部(変更) （追加）	産業政策部長																																																												
	総合政策部長		建設部長																																																												
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																												
	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長																																																												
公表先	方法	担当																																																													
県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 越北消防組合 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	危機管理対策課 支所																																																													
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																												
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長																																																												
	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長																																																												
	会計管理者	産業政策部	産業政策部長																																																												
	総合政策部長	建設部	建設部長																																																												
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																												
	財務部技監	医療部	三国病院事務局長																																																												

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	1	<p>第1順位 <u>副市長 (変更)</u> 第2順位 <u>総務部長 (変更)</u> 第3順位 <u>建設部長 (変更)</u> <u>(追加)</u> 5～8 (中略)</p>	<p>第1順位 <u>危機対策監</u> 第2順位 <u>副市長</u> 第3順位 <u>総務部長</u> 第4順位 <u>建設部長</u> 5～8 (中略)</p>
第3章	2	<u>第2節 (中略)</u>	<u>第2節 (中略)</u>
第3章	3	<p>第3節 通信計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害時における通信連絡</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 各種通信設備の利用</p> <p>(1) 電気通信設備の優先利用 <u>(追加)</u> 災害時において、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、最優先に確保すべき通話を行うため、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話を利用する。<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> また、<u>(変更)</u>手動接続による通話(電報)は102(115)番通話により行い、この場合は、非常扱い通話(電報)又は緊急扱い通話(電報)である旨を申し出る。</p> <p>① <u>(変更)</u> 非常扱い通話 (中略) ② <u>(変更)</u> 緊急扱い通話 (中略) ③ <u>(変更)</u> 非常扱い電報 (中略) ④ <u>(変更)</u> 緊急扱い電報 (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用 電波法(昭和25年法律第131号)第52条及び第74条の規定並びに非常無線通信規約に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、非常無線通信として無線局の無線設備を利用する。<u>(変更)</u> <u>(追加)</u> ①～④ (中略) (4) (中略)</p>	<p>第3節 通信計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害時における通信連絡</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 各種通信設備の利用</p> <p>(1) 電気通信設備の優先利用 ① <u>電話の優先利用</u> 災害時において、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、最優先に確保すべき通話を行うため、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話を利用する。<u>この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般的の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。</u> ② <u>電報の優先利用</u> 緊急の度合いに応じ、手動接続による通話(電報)は102(115)番通話により行い、この場合は、非常扱い通話(電報)又は緊急扱い通話(電報)である旨を申し出る。</p> <p>ア 非常扱い通話 (中略) イ 緊急扱い通話 (中略) ウ 非常扱い電報 (中略) エ 緊急扱い電報 (中略)</p> <p>(2) (中略)</p> <p>(3) <u>電波法に基づく非常無線通信の利用</u> 電波法(昭和25年法律第131号)第52条及び第74条の規定並びに非常無線通信規約に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。 この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期するものとする。</p> <p>①～④ (中略) (4) (中略)</p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第3章	3	<p>(5) <u>急使による通報（変更）</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>あらゆる通信施設が利用できないとき、又は急使によることが適當なときは、伝令員等急使を派遣して行う。なお、孤立地区においては、必要に応じ、空中偵察に対して旗による合図を使用する。空中偵察に対する合図は、次のとおりである。（変更）</p> <p>①（変更） 赤旗（病人あり）</p> <p>②（変更） 青旗（食料不足）</p> <p>第3 (中略)</p>	<p>(5) <u>その他の通信連絡手段</u></p> <p>① 市は、通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>② 市は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、又は代替通信設備の設置を要請するものとする。</p> <p>③ あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。なお、孤立地区においては、必要に応じ、空中偵察に対して旗による合図を使用する。空中偵察に対する合図は、次のとおりである。</p> <p>ア 赤旗（病人あり）</p> <p>イ 青旗（食料不足）</p> <p>第3 (中略)</p>
第3章	4	<p>第4節 気象情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 警報等の種類及び発表基準並びに伝達</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等</p> <p>福井地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>（変更）等で発表される。ただし、大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(中略)</p>	<p>第4節 気象情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 警報等の種類及び発表基準並びに伝達</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等</p> <p>福井地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル（危険度分布）</u>」等で発表される。ただし、大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																														
第3章	4	<p style="text-align: center;">◆特別警報・警報・注意報の種類と発表基準◆</p> <p style="text-align: center;">【一般の利用に適合するもの】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <th>(中略)</th> <th>(中略)</th> <th>(中略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">警報</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td> (中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が108（変更）以上 </td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td> (中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、6避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略) </td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td> 大雨、長雨、融雪など（変更）により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.4（変更）以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が5（変更）以上 (中略) </td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	(中略)	(中略)	(中略)	警報	(中略)	(中略)	大雨警報	(中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が108（ 変更 ）以上	高潮警報	(中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、 6 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略)	洪水警報	大雨、長雨、融雪など（ 変更 ）により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 は 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.4（ 変更 ）以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が5（ 変更 ）以上 (中略)	<p style="text-align: center;">◆特別警報・警報・注意報の種類と発表基準◆</p> <p style="text-align: center;">【一般の利用に適合するもの】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <th>(中略)</th> <th>(中略)</th> <th>(中略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; text-align: center;">警報</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td> (中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が125以上 </td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td> (中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略) </td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.5以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が4.8以上 (中略) </td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	(中略)	(中略)	(中略)	警報	(中略)	(中略)	大雨警報	(中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が125以上	高潮警報	(中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、 危険な場所から 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略)	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 は 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.5以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が4.8以上 (中略)
種類		発表基準																															
(中略)	(中略)	(中略)																															
警報	(中略)	(中略)																															
	大雨警報	(中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が108（ 変更 ）以上																															
	高潮警報	(中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、 6 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略)																															
	洪水警報	大雨、長雨、融雪など（ 変更 ）により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 は 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.4（ 変更 ）以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が5（ 変更 ）以上 (中略)																															
種類		発表基準																															
(中略)	(中略)	(中略)																															
警報	(中略)	(中略)																															
	大雨警報	(中略) ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が125以上																															
	高潮警報	(中略) 台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、 危険な場所から 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (中略)																															
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 は 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.5以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が4.8以上 (中略)																															

坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第3章	4	<p>(中略)</p> <p>大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面雨量指数（※1）が8以上 土壤雨量指数（※2）が88以上 <p>雷注意報</p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p> <p>乾燥注意報</p> <p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>霜注意報</p> <p>早霜、晚霜等によって農作物等に被害が起るおそれがあると予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>低温注意報</p> <p>低温により農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道館凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>高潮注意報</p> <p>高潮により災害が発生するおそれがあると予想される場合。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>洪水注意報</p> <p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が9.9以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が4以上 <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合。避難に備え、ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面雨量指数（※1）が8以上 土壤雨量指数（※2）が87以上 <p>雷注意報</p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p> <p>乾燥注意報</p> <p>空気が乾燥し、火災の発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>霜注意報</p> <p>早霜、晚霜等によって農作物等に被害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>低温注意報</p> <p>低温による農作物等に著しい被害が発生するおそれがある、冬季の水道館凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>高潮注意報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>洪水注意報</p> <p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が10以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が3.9以上 <p>(中略)</p>
		(中略)	(中略)

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																						
第3章	4	<p>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u></td><td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により<u>（変更）</u>災害リスク等を再確認するなど<u>（変更）</u>、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td></tr> <tr> <td><u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u></td><td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるか<u>（変更）</u>を面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> </td></tr> <tr> <td><u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（変更）</u></td><td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>（追加）</u></p> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により<u>（変更）</u>災害リスク等を再確認するなど<u>（変更）</u>、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるか<u>（変更）</u>を面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>（追加）</u></p>			<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<p>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂キックル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></td><td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td></tr> <tr> <td><u>浸水キックル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u></td><td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td></tr> <tr> <td><u>洪水キックル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u></td><td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td></tr> <tr> <td><u>流域雨量指数の予測値</u></td><td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>土砂キックル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>浸水キックル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	<u>洪水キックル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
種類	概要																								
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により<u>（変更）</u>災害リスク等を再確認するなど<u>（変更）</u>、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																								
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるか<u>（変更）</u>を面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p>																								
<u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（変更）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）<u>（変更）</u>：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>（追加）</u></p>																								
		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																						
種類	概要																								
<u>土砂キックル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、<u>（追加）</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																								
<u>浸水キックル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 																								
<u>洪水キックル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																								
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>																								

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																
第3章	4	<p>4 気象情報</p> <p>◆気象情報の種類及び発表基準等◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する（変更）場合等に発表される。 (中略)</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td><td>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（追加）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（変更）で確認することができる。追加避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td><td>県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）を（変更）観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）（変更）に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や（変更）低地（追加）浸水（変更）中小河川の増水・氾濫といった（変更）災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布（変更）で確認する必要がある。</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（追加）1時間である。</td></tr> <tr> <td>指定河川洪水予報</td><td>河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため（変更）、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する（変更）警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>5 警報等の伝達 (中略)</p>	種類	発表基準等	(中略)	(中略)	全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する（変更）場合等に発表される。 (中略)	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（追加）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（変更）で確認することができる。追加避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）を（変更）観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）（変更）に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や（変更）低地（追加）浸水（変更）中小河川の増水・氾濫といった（変更）災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布（変更）で確認する必要がある。	竜巻注意情報	（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（追加）1時間である。	指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため（変更）、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する（変更）警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。	(中略)	(中略)	<p>4 気象情報</p> <p>◆気象情報の種類及び発表基準等◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 (中略)</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td><td>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（地方）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td><td>県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（赤）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（削除）1時間である。</td></tr> <tr> <td>指定河川洪水予報</td><td>河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>5 警報等の伝達 (中略)</p>	種類	発表基準等	(中略)	(中略)	全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 (中略)	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（地方）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（赤）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。	竜巻注意情報	（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（削除）1時間である。	指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。	(中略)	(中略)
種類	発表基準等																																		
(中略)	(中略)																																		
全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する（変更）場合等に発表される。 (中略)																																		
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（追加）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（変更）で確認することができる。追加避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																		
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）を（変更）観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）（変更）に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や（変更）低地（追加）浸水（変更）中小河川の増水・氾濫といった（変更）災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布（変更）で確認する必要がある。																																		
竜巻注意情報	（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（追加）1時間である。																																		
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため（変更）、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する（変更）警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。																																		
(中略)	(中略)																																		
種類	発表基準等																																		
(中略)	(中略)																																		
全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 (中略)																																		
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井（地方）気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																		
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす赤）が出現し、かつ（削除）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（赤）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。																																		
竜巻注意情報	（中略） また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から（削除）1時間である。																																		
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。																																		
(中略)	(中略)																																		

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	4	<p>(1)～(3) (中略)</p> <p>◆特別警報・警報・注意報の種類(削除)の伝達系統図◆</p> <p>福井県 (危機対策・防災課) (変更) → 嶺北消防本部 (変更) → 嶺北消防組合 福井県 (砂防防災課) → 嶺北消防組合 福井県出先機関 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株) → 岩井市 消防庁 → 岩井市 携帯電話事業者* (削除) → 岩井市 (放送) 日本放送協会福井放送局 → 岩井市 (放送) 福井放送(株) → 岩井市 (放送) 福井テレビジョン放送(株) → 岩井市 (放送) 福井エフエム放送(株) → 岩井市 (放送) (追加) 日刊県民福井(株) (削除) → 岩井市 (新聞) (株)福井新聞社 → 岩井市 (新聞) 朝日新聞福井総局 → 岩井市 (新聞) 中日新聞福井支局 (変更) → 岩井市 (新聞) 敦賀海上保安部 (削除) → 岩井市 (専用線) 国土交通省 福井河川国道事務所 → 岩井市 (専用線) 福井県警察本部 福井県無線漁業協同組合 北陸電力送配電(株)福井総合制御所 えちぜん鉄道(株) 京福バス(株) 福井鉄道(株) (追加) 日本原子力発電(株)敦賀発電所 日本原子力研究開発機構敦賀本部 (変更) → 岩井市 (専用線) ※その他防災関係機関等 (削除)</p> <p>◇凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> → 法令(気象業務法等)による通知系統 ⇒ 上記通知系統で特別警報の通知 若しくは周知の措置系統 ··· 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統 → その他の伝達系統 <p>④ 防災情報提供システム(専用線) (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報提供システム(ワカネット) または気象庁HP □ 県防災情報ネットワーク (変更) <p>法令(気象業務法)により、気象官署から特別警報・警報を受領する機関</p> <p>*緊急連絡メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象 市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される(削除)</p>	<p>(1)～(3) (中略)</p> <p>◆特別警報・警報・注意報の種類(削除)の伝達系統図◆</p> <p>福井県 (危機管理課) → 嶺北消防組合 福井県出先機関 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株) → 岩井市 消防庁 → 岩井市 日本放送協会福井放送局 → 岩井市 (放送) 福井放送(株) → 岩井市 (放送) 福井テレビジョン放送(株) → 岩井市 (放送) 福井エフエム放送(株) → 岩井市 (放送) (株)日刊県民福井 (変更) → 岩井市 (新聞) (株)福井新聞社 → 岩井市 (新聞) 朝日新聞福井総局 → 岩井市 (新聞) 中日新聞福井支局 → 岩井市 (新聞) 国土交通省 福井河川国道事務所 → 岩井市 (専用線) 福井県警察本部 福井県無線漁業協同組合 北陸電力送配電(株)福井総合制御所 えちぜん鉄道(株) 京福バス(株) 福井鉄道(株) (追加) (株) ハピラインふくい 日本原子力発電(株)敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部 ※その他防災関係機関等</p> <p>◇凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> → 法令(気象業務法等)による通知系統 ⇒ 上記通知系統で特別警報の通知 若しくは周知の措置系統 ··· 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統 → その他の伝達系統 <p>④ 防災情報提供システム(専用線)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報提供システム(ワカネット) または気象庁HP □ 県防災行政無線 <p>法令(気象業務法)により、気象官署から特別警報・警報を受領する機関</p> <p>*緊急連絡メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象 市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																
第3章	4	<p>第2 福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報の発表</p> <p>1 九頭竜川洪水予報の発表基準等 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆九頭竜川洪水予報の発表基準等◆</p> <table border="1" data-bbox="294 350 1185 600"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、<u>一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> (変更)</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p> <p>第3 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の発表</p> <p>1 洪水予報の発表基準等 (中略)</p>	種類	発表の基準	(中略)	(中略)	九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 <u>一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> (変更)	(中略)	(中略)	<p>第2 福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報の発表</p> <p>1 九頭竜川洪水予報の発表基準等 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆九頭竜川洪水予報の発表基準等◆</p> <table border="1" data-bbox="1230 350 2120 600"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p> <p>第3 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の発表</p> <p>1 洪水予報の発表基準等 (中略)</p>	種類	発表の基準	(中略)	(中略)	九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	(中略)	(中略)
種類	発表の基準																		
(中略)	(中略)																		
九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 <u>一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> (変更)																		
(中略)	(中略)																		
種類	発表の基準																		
(中略)	(中略)																		
九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																		
(中略)	(中略)																		

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第3章	4	<p style="text-align: center;">◆洪水予報の発表基準◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態（変更）が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（追加）。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。（変更）</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態（変更）が継続しているとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき（追加）。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる（変更）必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第4～第7 (中略)</p>	種類	発表の基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態（変更）が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（追加）。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。（変更）	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態（変更）が継続しているとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき（追加）。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる（変更）必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<p style="text-align: center;">◆洪水予報の発表基準◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（に発表される）。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第4～第7 (中略)</p>	種類	発表の基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（に発表される）。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
種類	発表の基準																						
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態（変更）が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（追加）。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。（変更）																						
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）																						
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態（変更）が継続しているとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（変更）																						
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき（追加）。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる（変更）必要があることを示す警戒レベル5に相当。																						
種類	発表の基準																						
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき（に発表される）。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																						
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																						
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																						
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																						
第3章	5	<p>第5節 災害情報収集・報告計画</p> <p>第1 災害情報の収集及び伝達</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 被害情報の収集</p> <p>(1)～(4) (中略)</p>	<p>第5節 災害情報収集・報告計画</p> <p>第1 災害情報の収集及び伝達</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 被害情報の収集</p> <p>(1)～(4) (中略)</p>																				

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	5	<p>3 情報収集の手段 情報収集の手段にあたっては、災害情報インターネットシステムやドローン、<u>(追加)</u>監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。</p> <p>4 情報の伝達 安全対策課 (変更)は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。<u>(追加)</u></p> <p>5 (中略)</p> <p>6 人的被害の数 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市及び関係機関が把握している人的被害の数についても積極的に収集し、一方、市及び関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市及び関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。<u>また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。(削除)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2 被害状況の報告 (中略)</p> <p>1 報告すべき災害 報告すべき災害は、暴風、<u>(追加)</u>豪雨、豪雪、洪水、<u>(追加)</u>高潮、地震、津波、<u>(追加)</u>その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。 (1)～(9) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 報告の種類 (1) (中略) (2) 災害確定報告 (中略)</p>	<p>3 情報収集の手段 情報収集の手段にあたっては、災害情報インターネットシステムやドローン、県民衛星、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。</p> <p>4 情報の伝達 危機管理対策課は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。市は、国や公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報を、総合防災情報システム (S O B O - W E B) に集約できるよう努める。</p> <p>5 (中略)</p> <p>6 人的被害の数 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市及び関係機関が把握している人的被害の数についても積極的に収集し、一方、市及び関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市及び関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。<u>また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u> <u>市は、県と連携して、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>市は、県と連携して、県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>第2 被害状況の報告 (中略)</p> <p>1 報告すべき災害 報告すべき災害は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。 (1)～(9) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 報告の種類 (1) (中略) (2) 災害確定報告 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	5	<p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(3) (変更) 災害年報 (中略)</u></p> <p>4 報告の方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 報告様式</p> <p>① 災害即報は、<u>(追加) 第1 (変更)</u>号様式により報告する。</p> <p>② 災害確定報告は、<u>(追加) 第2 (変更)</u>号様式により、<u>(追加) 災害年報は、第3号様式</u>により報告する。</p> <p><u>③ 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。(削除)</u></p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>(5) 報告系統</p> <p>(中略)</p> <p>(注：関係機関)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>近畿地方整備局福井河川国道事務所・九頭竜川鳴鹿大堰管理所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所</p> <p>近畿中国森林管理局福井森林管理署</p> <p>西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社</p> <p>中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター</p> <p>西日本高速道路(株)福知山管理事務所</p> <p>北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電(株)</p> <p><u>(追加) えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)</u></p> </div> <p>(6) (中略)</p> <p>第3 孤立集落の被害状況把握</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県、被災市町と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 災害中間報告</p> <p><u>毎年1月1日から12月10日までの災害状況について、12月10日現在で明らかになったものを、12月15日までに行う。</u></p> <p>(4) 災害年報 (中略)</p> <p>4 報告の方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 報告様式</p> <p>① 災害即報は、<u>火災・災害等即報要領に基づき、第4号様式</u>により報告する。</p> <p>② 災害確定報告は、<u>災害報告取扱要領に基づき、第1号様式</u>により、<u>災害中間報告は、第2号様式</u>により、<u>災害年報は、第3号様式</u>により報告する。</p> <p><u>③ 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。</u></p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>(5) 報告系統</p> <p>(中略)</p> <p>(注：関係機関)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>近畿地方整備局福井河川国道事務所・九頭竜川鳴鹿大堰管理所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所</p> <p>近畿中国森林管理局福井森林管理署</p> <p>西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社</p> <p>中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター</p> <p>西日本高速道路(株)福知山管理事務所</p> <p>北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電(株)</p> <p><u>(株) ハピラインふくい、えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)</u></p> </div> <p>(6) (中略)</p> <p>第3 孤立集落の被害状況把握</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県、被災市町と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p><u>なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第3章	5	<p>別記 (中略)</p> <p>別表 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、<u>(追加)</u>高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他)</p> <p>(1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、<u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は朱書き（変更）</u>すること。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>第 1 (変更) 号様式 (その1) 災害概況即報 (中略)</p> <p>第 1 (変更) 号様式 (その1) 別紙 (中略)</p> <p>第 1 (変更) 号様式 (その2) 被害状況即報 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	被害区分	認定基準	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 <u>(追加)</u> 高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。	(中略)	(中略)	<p>別記 (中略)</p> <p>別表 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他)</p> <p>(1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、<u>未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入</u>すること。</p> <p>(2) (中略)</p> <p>第 4 号様式 (その1) 災害概況即報 (中略)</p> <p>第 4 号様式 (その1) 別紙 (中略)</p> <p>第 4 号様式 (その2) 被害状況即報 (中略)</p> <p>第 4 号様式 (その2) 別紙</p> <p>第 4 号様式 (その2) 別紙</p> <p>（参考用）</p>	被害区分	認定基準	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 義務教育学校 、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。	(中略)	(中略)
被害区分	認定基準																						
(中略)	(中略)																						
(中略)	(中略)																						
文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 <u>(追加)</u> 高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。																						
(中略)	(中略)																						
被害区分	認定基準																						
(中略)	(中略)																						
(中略)	(中略)																						
文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 義務教育学校 、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。																						
(中略)	(中略)																						

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																		
第3章	6	第6節 (中略)	第6節 (中略)																																																																		
第3章	7	<p>第7節 災害救助法の適用に関する計画 第1 (中略)</p> <p>第2 災害救助法の適用に関する事項 1、2 (中略) 3 適用手続 (1)、(2) (中略)</p> <p>◆救助の種類◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者※</th> <th>実施の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の開設及び収容 (変更)</td> <td>市</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (変更)</td> <td>市</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(追加) 住宅の応急修理</td> <td>市</td> <td>3ヵ月以内完成</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与 (教科書)</td> <td>市</td> <td>1ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>(文房具 (追加))</td> <td>市</td> <td>15日以内</td> </tr> <tr> <td>生業資金貸与 (削除)</td> <td>市 (削除)</td> <td>1ヵ月以内 (削除)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 個別適用計画 1～7 (中略) 8 住宅の応急修理 知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、(追加) 当面の日常生活が営み得ない状態 (変更) であり、自己の資力では応急修理を <u>することができない者 (変更)</u> に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。</p> <p>(1) 適用期間 (追加) 3箇 (変更) 月以内に完成する。(変更)</p> <p>(2) 応急修理の内容 (変更) (追加) 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分について行う。(追加)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>9～12 (中略)</p>	救助の種類	実施者※	実施の期間	避難所の開設及び収容 (変更)	市	7日	(中略)	(中略)	(中略)	被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (変更)	市	10日	(中略)	(中略)	(中略)	(追加) 住宅の応急修理	市	3ヵ月以内完成	(中略)	(中略)	(中略)	学用品の給与 (教科書)	市	1ヵ月以内	(文房具 (追加))	市	15日以内	生業資金貸与 (削除)	市 (削除)	1ヵ月以内 (削除)	(中略)	(中略)	(中略)	<p>第7節 災害救助法の適用に関する計画 第1 (中略)</p> <p>第2 災害救助法の適用に関する事項 1、2 (中略) 3 適用手続 (1)、(2) (中略)</p> <p>◆救助の種類◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者※</th> <th>実施の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具その他生活必需品の給貸与</td> <td>市</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>市</td> <td>3ヵ月以内完成</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与 (教科書)</td> <td>市</td> <td>1ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>(文房具等)</td> <td>市</td> <td>15日以内</td> </tr> <tr> <td>生業資金貸与</td> <td>市</td> <td>1ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 個別適用計画 1～7 (中略) 8 住宅の応急修理 知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であり、自己の資力では応急修理を行なうことができない世帯に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。</p> <p>(1) 適用期間 災害発生の日から3ヵ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6ヵ月以内に完成するものとする。</p> <p>(2) 修理箇所及び費用の基準 修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分について行う。また、費用は知事が定める額とする。</p> <p>(3) (中略)</p> <p>9～12 (中略)</p>	救助の種類	実施者※	実施の期間	避難所の設置	市	7日	(中略)	(中略)	(中略)	被服寝具その他生活必需品の給貸与	市	10日	(中略)	(中略)	(中略)	災害にかかった住宅の応急修理	市	3ヵ月以内完成	(中略)	(中略)	(中略)	学用品の給与 (教科書)	市	1ヵ月以内	(文房具等)	市	15日以内	生業資金貸与	市	1ヵ月以内	(中略)	(中略)	(中略)
救助の種類	実施者※	実施の期間																																																																			
避難所の開設及び収容 (変更)	市	7日																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (変更)	市	10日																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
(追加) 住宅の応急修理	市	3ヵ月以内完成																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
学用品の給与 (教科書)	市	1ヵ月以内																																																																			
(文房具 (追加))	市	15日以内																																																																			
生業資金貸与 (削除)	市 (削除)	1ヵ月以内 (削除)																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
救助の種類	実施者※	実施の期間																																																																			
避難所の設置	市	7日																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
被服寝具その他生活必需品の給貸与	市	10日																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
災害にかかった住宅の応急修理	市	3ヵ月以内完成																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			
学用品の給与 (教科書)	市	1ヵ月以内																																																																			
(文房具等)	市	15日以内																																																																			
生業資金貸与	市	1ヵ月以内																																																																			
(中略)	(中略)	(中略)																																																																			

章	節	旧 (R4.03)					新 (R8.03)				
第3章	8	第8節 避難計画	第1 (中略)				第8節 避難計画	第1 (中略)			
		第2 避難の準備情報、指示	1 避難指示等の実施責任者及び基準				第2 避難の準備情報、指示	1 避難指示等の実施責任者及び基準			
		(中略)	(中略)				(中略)	(中略)			
		事項区分	実施責任者	措置	種別	実施の基準例	事項区分	実施責任者	措置	種別	実施の基準例
		高齢者等避難	市長 (災対法 56条)	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	九頭竜川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 (変更) (中略)	高齢者等避難	市長 (災対法 56条)	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	九頭竜川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 (中略)
					竹田川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 (変更) (中略)				竹田川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 (中略)
					水位周知河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 (変更) (中略)				水位周知河川	1~4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 (中略)
					(中略)	(中略)				(中略)	(中略)
					(中略)	(中略)				(中略)	(中略)
		避難指示	市長 (災対法 60条)	立退きの指示及び立退き先の指示	竹田川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表された場合 (変更) (中略)	避難指示	市長 (災対法 60条)	立退きの指示及び立退き先の指示	竹田川 洪水予報河川	1~4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき等 (中略)
					水位周知河川	1~4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 (変更) (中略)				水位周知河川	1~4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1水位観測所の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき等 (中略)
					(中略)	(中略)				(中略)	(中略)
					(中略)	(中略)				(中略)	(中略)
					(中略)	(中略)				(中略)	(中略)

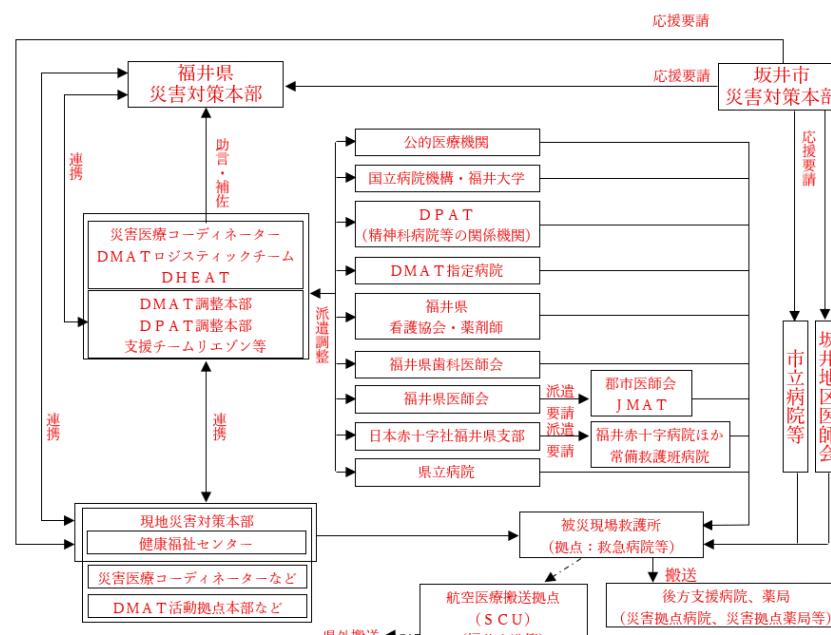
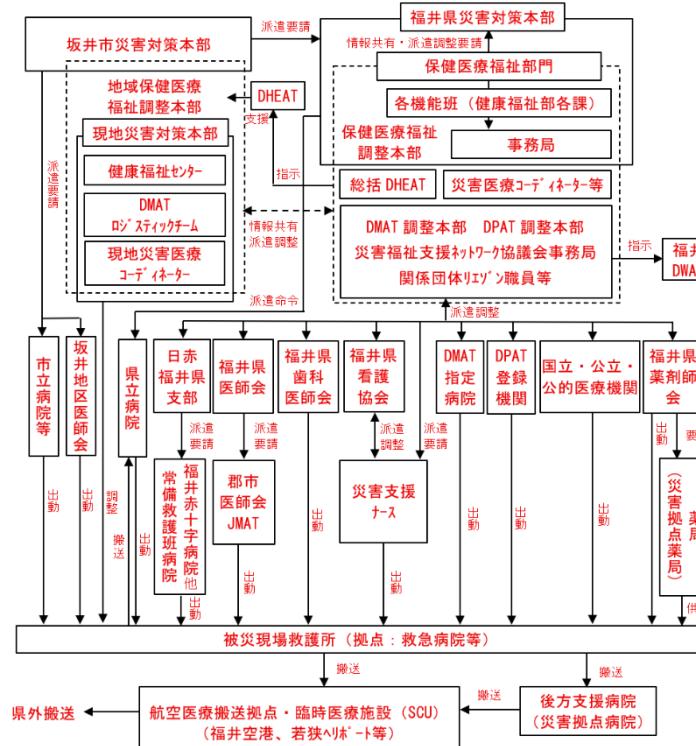
章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	8	<p>2 避難指示等の判断基準の策定</p> <p>市は、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位）、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>（中略）</p> <p>3 （中略）</p> <p>4 避難指示等の助言</p> <p>市は、避難指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～8 （中略）</p> <p>第3、第4 （中略）</p> <p>第5 避難所の開設、運営等</p> <p>1 （中略）</p> <p>2 収容対策</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 避難所設置の方法</p> <p>（中略）</p> <p>なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) （中略）</p>	<p>2 避難指示等の判断基準の策定</p> <p>市は、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位）、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。</p> <p><u>また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、避難情報の発令を通して住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するため、県がインターネット等で公表する雨量や土砂災害警戒情報等及び県管理河川に整備された水位計や河川監視カメラによる情報を活用するよう努める。</u></p> <p>（中略）</p> <p>3 （中略）</p> <p>4 避難指示等の助言</p> <p>市は、避難指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>5～8 （中略）</p> <p>第3、第4 （中略）</p> <p>第5 避難所の開設、運営等</p> <p>1 （中略）</p> <p>2 収容対策</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 避難所設置の方法</p> <p>（中略）</p> <p>なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。</p> <p><u>市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>市は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。</u></p> <p>(2) （中略）</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	8	<p>3 避難所の管理・運営</p> <p>市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に<u>(追加)</u>配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>(追加)</u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>(追加)</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(中略)</u></p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>① 指定避難所に<u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>を配置する。<u>管理責任者は原則として市の職員が当たるものとし、あらかじめ定める。(削除)</u></p> <p>② <u>管理責任者(変更)</u>は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。</p> <p>③ <u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。</p> <p>④ <u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。</p> <p>⑤ <u>(中略)</u></p> <p>(2)～(4) <u>(中略)</u></p> <p>(5) 避難所における生活環境の整備</p> <p>市は、指定避難所<u>(追加)</u>の生活環境を確保するため、<u>食事の供与状況を確認するとともに、(削除)</u>必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追加)</u>被災地の衛生状態保持のため、清掃・<u>(変更)</u>し尿処理・<u>(変更)</u>生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。</p> <p><u>(中略)</u></p> <p>市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む(削除)</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>(追加)</u></p> <p><u>(中略)</u></p>	<p>3 避難所の管理・運営</p> <p>市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に<u>きめ細かく</u>配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>併せて、福祉的な支援も行うものとする。</u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。<u>また、市は、指定避難所の運営に際し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>市は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</p> <p><u>(中略)</u></p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>① 指定避難所に<u>避難所支援員</u>を配置する。<u>管理責任者は原則として市の職員が当たるものとし、あらかじめ定める。</u></p> <p>② <u>避難所支援員</u>は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。</p> <p>③ <u>避難所支援員</u>は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。</p> <p>④ <u>避難所支援員</u>は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。</p> <p>⑤ <u>(中略)</u></p> <p>(2)～(4) <u>(中略)</u></p> <p>(5) 避難所における生活環境の整備</p> <p>市は、指定避難所<u>等</u>の生活環境を確保するため、<u>食事の供与状況を確認するとともに、</u>必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカバー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮する</u>よう努めるものとする。<u>また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置する</u>よう努めるとともに、<u>被災地の衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(中略)</u></p> <p>市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。</u></p> <p><u>(中略)</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	8	<p>市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 被災者へのケア</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>(追加)</u></p> <p>5 (中略)</p> <p>第6、第7 (中略)</p> <p>第8 被災地域における動物の保護等</p> <p>動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努める<u>(追加)</u>が、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。<u>(変更)</u></p> <p>また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行う<u>(追加)</u>など、動物の愛護及び環境衛生<u>(追加)</u>に努める。</p>	<p>市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>4 被災者へのケア</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に对しても提供するものとする。</p> <p>5 (中略)</p> <p>第6、第7 (中略)</p> <p>第8 被災地域における動物の保護等</p> <p>動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行う<u>とともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>
第3章	9	第9節 (中略)	第9節 (中略)

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	10	<p>第10節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p>市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。(削除)</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>第10節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p>市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第3章	11	<p>第11節 食料供給計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 市の備蓄</p> <p>各支所、指定避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4、5 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>6 (変更) 県への要請 (中略)</p> <p>7 (変更) 農林水産省への要請 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>第11節 食料供給計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 市の備蓄</p> <p>各支所、指定避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。<u>特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。</u></p> <p><u>また、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など要配慮者向けの食料の備蓄にも努める。</u></p> <p>4、5 (中略)</p> <p>6 食物アレルギーへの配慮</p> <p><u>市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>7 県への要請 (中略)</p> <p>8 農林水産省への要請 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第3章	12	<p>第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画</p> <p>第1 (中略)</p>	<p>第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画</p> <p>第1 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	12	<p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 要配慮者への配慮</p> <p>市は、物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。<u>(追加)</u></p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 要配慮者への配慮</p> <p>市は、物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第3章	13	<p>第13節 給水計画</p> <p>第1～第4 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第13節 給水計画</p> <p>第1～第4 (中略)</p> <p>第5 消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保</p> <p>市は、消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保に努めること。</p>
第3章	14	<p>第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>第1 実施機関等</p> <p>(中略)</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による(<u>変更</u>)応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>第2～第5 (中略)</p>	<p>第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>第1 実施機関等</p> <p>(中略)</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>第2～第5 (中略)</p>
第3章	15	<p>第15節 医療救護計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 県に対する医療活動の要請</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>	<p>第15節 医療救護計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 県に対する医療活動の要請</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	15	<p>◆災害時医療活動体系図◆ (変更)</p>  <p>・災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療コーディネーターを<u>災害対策（変更）</u>本部及び<u>県現地災害対策（変更）</u>本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。 ・DMATロジスティックチーム <u>災害対策本部及び現地災害対策本部等の本部業務（変更）</u>において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。 (中略) ・災害派遣精神医療チーム（DPAT） 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを<u>DPAT先遣隊（変更）</u>とする。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (中略)</p>	<p>◆災害時医療活動体系図◆</p>  <p>・災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。 ・DMATロジスティックチーム <u>地域保健医療福祉調整本部</u>において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。 (中略) ・災害派遣精神医療チーム（DPAT） 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを<u>日本DPAT</u>とする。 ・災害支援ナース <u>県の要請により、現場活動、病院支援、診療補助などの医療救護活動を行う。</u> (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	15	<p>第2 初動体制 (中略)</p> <p>1 救護班の編成 市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は<u>医師1名、看護師2名（変更）</u>で1班を編成する。</p> <p>(中略) 2～5 (中略)</p> <p>第3～第8 (中略)</p>	<p>第2 初動体制 (中略)</p> <p>1 救護班の編成 市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は<u>概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）</u>で1班を編成する。</p> <p>(中略) 2～5 (中略)</p> <p>第3～第8 (中略)</p>
第3章	16～17	<u>第16節、第17節 (中略)</u>	<u>第16節、第17節 (中略)</u>
第3章	18	<p>第18節 障害物の除去計画 第1 (中略)</p> <p>第2 障害物除去の実施 1 実施対象物等 (1)～(3) (中略) (4) その他 ①、② (中略) <u>(追加)</u></p> <p>2～4 (中略)</p>	<p>第18節 障害物の除去計画 第1 (中略)</p> <p>第2 障害物除去の実施 1 実施対象物等 (1)～(3) (中略) (4) その他 ①、② (中略) <u>③ 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。</u></p> <p>2～4 (中略)</p>
第3章	19	<p>第19節 文教対策計画 第1 応急教育計画 1 学校施設の確保 (中略) (1) (中略) (2) <u>被災により学校施設の全部が用途に供し得ない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。この場合余裕学校がなく、又は不足して被災学校の児童生徒を収容し得ない場合には、臨時の施設（プレハブハウス）等を建設するほか、コミュニティセンター等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。（変更）</u> (3) (中略) 2 (中略) 3 教材、学用品等の調達及び給付 (中略) (1) (中略)</p>	<p>第19節 文教対策計画 第1 応急教育計画 1 学校施設の確保 (中略) (1) (中略) (2) <u>特別教室の転用又は隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時の施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。</u> (3) (中略) 2 (中略) 3 教材、学用品等の調達及び給付 (中略) (1) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	19	<p>(2) 教科書 <u>被災した学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所、教科書発行所等に連絡してその供給を求める。(変更)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>4～6 (中略)</p> <p>第2～第5 (中略)</p>	<p>(2) 教科書 <u>被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また、同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。特に、受験期(12～3月)においては、教科書その他学用品を速やかに提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) (中略)</p> <p>4～6 (中略)</p> <p>第2～第5 (中略)</p>
第3章	20	<p>第20節 輸送計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 緊急輸送の実施</p> <p>1 自動車等による輸送</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 指定緊急輸送路の啓開</p> <p>(中略)</p> <p>① 調査、点検</p> <p>(中略)</p> <p>また、必要に応じて災害時に<u>(一社)坂井郡建設業協会(変更)</u>や<u>(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合、嶺北個人タクシー協同組合(削除)</u>に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。</p> <p>ア～キ (中略)</p> <p>② 道路啓開に必要な資機材の確保</p> <p>道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、<u>(一社)坂井郡建設業協会(変更)</u>等の協力により資機材を確保する。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) 緊急通行車両等の確認等</p> <p>① (中略)</p> <p>② 緊急通行車両等の事前届出(変更)</p> <p>緊急通行車両等の使用者<u>(追加)</u>は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく(変更)ものとする。</p> <p>③ 緊急通行車両等の確認申請(削除)</p> <p>緊急通行車両等の確認申請は、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。(変更)</p>	<p>第20節 輸送計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 緊急輸送の実施</p> <p>1 自動車等による輸送</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 指定緊急輸送路の啓開</p> <p>(中略)</p> <p>① 調査、点検</p> <p>(中略)</p> <p>また、必要に応じて災害時に<u>(一社)坂井地区建設業協会</u>や<u>(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合、嶺北個人タクシー協同組合</u>に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。</p> <p>ア～キ (中略)</p> <p>② 道路啓開に必要な資機材の確保</p> <p>道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、<u>(一社)坂井地区建設業協会</u>等の協力により資機材を確保する。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) 緊急通行車両等の確認等</p> <p>① (中略)</p> <p>② 緊急通行車両等の確認申出</p> <p>緊急通行車両等の使用者等は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会に対して緊急通行車両の確認申出を行い、緊急通行車両確認証明書(以下「証明書」という。)及び標章の交付を受けるものとする。</p> <p>③ 緊急通行車両等の確認申請</p> <p>証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。</p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第3章	20	<p><u>④ (変更)</u> 標章等 緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、標章及び緊急通行車両等確認証明書を受け、標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については当該車両に備え付ける。(変更)</p> <p>(6) (中略) 2～6 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>	<p><u>③</u> 標章等 緊急通行車両の確認の申出を行い、証明書及び標章の事前交付を受けている車両については、緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携行する。</p> <p>(6) (中略) 2～6 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>
第3章	21	<p><u>第21節 交通対策計画</u> 第1～第3 (中略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>第21節 交通対策計画</u> 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 災害時交通マネジメント検討会の参加要請 市は、大雨、地震等の大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、県土木に対して「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。</p>
第3章	22～24	<u>第22節～第24節</u> (中略)	<u>第22節～第24節</u> (中略)
第3章	25	<p><u>第25節 廃棄物処理計画</u> 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 災害廃棄物の発生への対応 (中略) 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、<u>(追加)</u>市が行う災害廃棄物対策(変更)に対する技術的な援助を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>第25節 廃棄物処理計画</u> 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 災害廃棄物の発生への対応 (中略) 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、<u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、</u>市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。</p> <p>(中略)</p>
第3章	26	<u>第26節</u> (中略)	<u>第26節</u> (中略)
第3章	27	<p><u>第27節 防災関係物資確保計画</u> 第1 物資の需給状況及び価格動向の把握</p> <p>1 資料の整備 市は、平素から<u>次の防災関係物資</u>のうち、災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努める。(変更)</p>	<p><u>第27節 防災関係物資確保計画</u> 第1 物資の需給状況及び価格動向の把握</p> <p>1 資料の整備 市は、平素から<u>災害応急対策上必要な物資</u>にかかる資料の整備に努めるものとする。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																		
第3章	27	<p style="text-align: center;">◆防災関係物資◆ (削除)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 5%;">生活必需物資</td> <td style="width: 15%;">食糧品</td> <td>パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">生活必需品</td> <td>毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、ブロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">救急医療品</td> <td>救急医薬品</td> </tr> <tr> <td>災害復旧用資材</td> <td>亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス</td> </tr> <tr> <td>災害復旧用器具</td> <td>ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり</td> </tr> <tr> <td>防災業務用薬剤</td> <td>化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの</td> </tr> <tr> <td>事業用資材 (主として豪雪対策時)</td> <td>石油、石炭等の原材料、燃料、その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2、3 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第2 (中略)</p>	区分		内容	生活必需物資	食糧品	パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、ブロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー	救急医療品	救急医薬品	災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	災害復旧用器具	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	事業用資材 (主として豪雪対策時)	石油、石炭等の原材料、燃料、その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	<p style="text-align: center;">◆防災関係物資◆</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">2、3 (中略)</p> <p style="text-align: center;">第2 (中略)</p>
区分		内容																			
生活必需物資	食糧品	パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖																			
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、ブロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー																			
	救急医療品	救急医薬品																			
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス																				
災害復旧用器具	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり																				
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの																				
事業用資材 (主として豪雪対策時)	石油、石炭等の原材料、燃料、その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの																				
第3章	28	<p><u>第28節 自衛隊災害派遣要請及び受け入れに関する計画</u></p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害派遣要請の範囲 (中略)</p>	<p><u>第28節 自衛隊災害派遣要請及び受け入れに関する計画</u></p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害派遣要請の範囲 (中略)</p>																		

坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編

章	節	旧 (R4.03)			新 (R8.03)		
第3章	28	実施区分	作業内容	備考	実施区分	作業内容	備考
		1、2 (中略)	(中略)	(中略)	1、2 (中略)	(中略)	(中略)
		3 避難者 <u>(追加)</u> の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施	3 避難者 <u>等</u> の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施
		4 水防活動 <u>(追加)</u>	土のうの作成、運搬、積込等		4 水防活動 <u>の支援</u>	土のうの作成、運搬、積込等	
		5 道路 <u>(変更)</u> 水路の啓閉	啓閉、除去等		5 道路 <u>又は</u> 水路の啓閉	啓閉、除去等	
		6、7 (中略)	(中略)	(中略)	6、7 (中略)	(中略)	(中略)
		8 消防活動 <u>(追加)</u>	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用	8 消防活動 <u>の支援(空</u>	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用
		9 危険物の保安 <u>措置</u> <u>(変更)</u>	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施	9 危険物の保安 <u>およ</u> <u>び除去</u>	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施
		10 炊飯 <u>(変更)</u> 及び給水の支援 <u>(追加)</u>	炊事、給水		10 炊食及び給水の支援	炊事、給水	
		11 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゆつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による	11 入浴支援	<u>入浴セットを用いた入浴の支援</u>	
		12 その他 <u>(変更)</u>	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置		12 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゆつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による
		第3 (中略)			13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置	

坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第3章	28	<p>第4 本部長の緊急要請 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 (内 2882) (削除) (当直内 2259) (削除)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1</td> <td>0778-51-4675</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190</td> <td>0773-62-2250 (内 2222) (削除) (当直内 2223) (削除)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比（削除） 戸 267</td> <td>0761-22-2101 (内 231) (削除) (当直内 225) (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 (内 2882) (削除) (当直内 2259) (削除)	陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 (内 2222) (削除) (当直内 2223) (削除)	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比 （削除） 戸 267	0761-22-2101 (内 231) (削除) (当直内 225) (削除)	<p>第4 本部長の緊急要請 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 (内 2882) (当直内 2259)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1</td> <td>0778-51-4675</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190</td> <td>0773-62-2250 (内 2222) (当直内 2223)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比（削除） 戸 267</td> <td>0761-22-2101 (内 231) (当直内 225)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 (内 2882) (当直内 2259)	陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 (内 2222) (当直内 2223)	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比 （削除） 戸 267	0761-22-2101 (内 231) (当直内 225)
災害派遣要請先	電話番号																						
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 (内 2882) (削除) (当直内 2259) (削除)																						
陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675																						
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 (内 2222) (削除) (当直内 2223) (削除)																						
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比 （削除） 戸 267	0761-22-2101 (内 231) (削除) (当直内 225) (削除)																						
災害派遣要請先	電話番号																						
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 (内 2882) (当直内 2259)																						
陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675																						
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 (内 2222) (当直内 2223)																						
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町恵比 （削除） 戸 267	0761-22-2101 (内 231) (当直内 225)																						
		第5～第8 (中略)	第5～第8 (中略)																				
第3章	29～30	第29節、第30節 (中略)	第29節、第30節 (中略)																				
第3章	31	<p>第31節 ライフライン施設等災害応急対策計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 電気通信施設 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ及び(変更) KDDI(株)及び(変更) ソフトバンク(株)<u>（追加）</u>は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。 1、2 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>	<p>第31節 ライフライン施設等災害応急対策計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 電気通信施設 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び<u>楽天モバイル</u>は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>第4～第6 (中略)</p>																				
第3章	32～34	第32節～第34節 (中略)	第32節～第34節 (中略)																				

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第4章	1	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧</p> <p>第1 災害復旧事業</p> <p>1 実施責任者 (中略)</p> <p>2 災害復旧事業の種類</p> <p>(1)～(9) (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(10) (変更)</u> その他の災害復旧事業</p> <p>第2～第4 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧</p> <p>第1 灾害復旧事業</p> <p>1 実施責任者 (中略)</p> <p>2 灾害復旧事業の種類</p> <p>(1)～(9) (中略)</p> <p><u>(10) 空港施設災害復旧事業</u></p> <p><u>(11) その他の災害復旧事業</u></p> <p>第2～第4 (中略)</p> <p>第5 関係機関との連携</p> <p>道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p>
第4章	2	第2節 (中略)	第2節 (中略)
第4章	3	<p>第3節 民生安定計画</p> <p>第1 被災者生活再建支援のための措置</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>(追加)</u></p> <p>4 支援制度の周知</p> <p>市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>(追加)</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2～第7 (中略)</p>	<p>第3節 民生安定計画</p> <p>第1 被災者生活再建支援のための措置</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>4 支援制度の周知</p> <p>市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2～第7 (中略)</p>
第4章	4	<p>第4節 経済秩序安定計画</p> <p>第1 金融措置</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 中小企業・農林漁業関係融資</p> <p>(1) (中略)</p>	<p>第4節 経済秩序安定計画</p> <p>第1 金融措置</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 中小企業・農林漁業関係融資</p> <p>(1) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																				
第4章	4	<p>(2) 農林漁業関係融資 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>農業関係</td> <td>被害農家の経営</td> <td>天災資金 (削除) 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等の復旧</td> <td>農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 (削除) (追加)</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>被害林業者の経営</td> <td>天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>被害漁業者の経営</td> <td>天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁船その他施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> </table> <p>第2 (中略)</p>	農業関係	被害農家の経営	天災資金 (削除) 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金		施設等の復旧	農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 (削除) (追加)	林業関係	被害林業者の経営	天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金		施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金	漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金		漁船その他施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金	<p>(2) 農林漁業関係融資 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>農業関係</td> <td>被害農家の経営</td> <td>天災資金 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等の復旧</td> <td>農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 農林漁業施設資金</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>被害林業者の経営</td> <td>天災資金 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>被害漁業者の経営</td> <td>天災資金 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁船その他施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> </table> <p>第2 (中略)</p>	農業関係	被害農家の経営	天災資金 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金		施設等の復旧	農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 農林漁業施設資金	林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金		施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金	漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金		漁船その他施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
農業関係	被害農家の経営	天災資金 (削除) 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金																																					
	施設等の復旧	農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 (削除) (追加)																																					
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金																																					
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金																																					
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 (削除) 農林漁業セーフティネット資金																																					
	漁船その他施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金																																					
農業関係	被害農家の経営	天災資金 農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金																																					
	施設等の復旧	農業経営支援資金(災害資金) 農林漁業セーフティネット資金 農林漁業施設資金																																					
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金																																					
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金																																					
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金																																					
	漁船その他施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金																																					
第4章	5	<p>第5節 復興計画 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 職員派遣の要請 (追加)</p> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。 (追加)</p>	<p>第5節 復興計画 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 職員派遣の要請</p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p> <p>市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>																																				

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	1	<p>第5章 事故災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害対策 (中略)</p> <p>第1項 災害予防計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段の高度化</p> <p>市、<u>嶺北消防本部 (変更)</u>、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松航空事務所及び<u>中部空港事務所 (変更)</u>、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会（以下、本章第1節において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。</p> <p>(2) 情報の連絡様式の標準化</p> <p>市、<u>嶺北消防本部 (変更)</u>、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松空港事務所及び<u>中部空港事務所 (変更)</u>並びに福井海上保安署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。</p> <p>(3) (中略)</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>1 情報の収集・連絡経路</p> <p>(中略)</p>	<p>第5章 事故災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害対策 (中略)</p> <p>第1項 災害予防計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段の高度化</p> <p>市、<u>嶺北消防組合</u>、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松空港事務所及び<u>大阪空港事務所</u>、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会（以下、本章第1節において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。</p> <p>(2) 情報の連絡様式の標準化</p> <p>市、<u>嶺北消防組合</u>、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松空港事務所及び<u>大阪空港事務所</u>並びに福井海上保安署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。</p> <p>(3) (中略)</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>1 情報の収集・連絡経路</p> <p>(中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	1 2項	(追加)	<p>◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（福井空港およびその周辺で発生した場合）◆</p> <p>◇被災現場を管轄する防災関係機関</p> <p>発見者等</p> <p>航空運送事業者等</p> <p>大阪航空局 小松空港 事務所</p> <p>福井空港事務所</p> <p>嶺北消防本部</p> <p>坂井・坂井西 警察署</p> <p>※県庁災害・救急医療情報システム</p> <p>坂井市 【災害対策本部】</p> <p>救急医療機関等</p> <p>県 (消防保安課) (港湾空港課) (地域医療課) 【災害対策本部】</p> <p>自衛隊 坂井健康福祉センター 日本赤十字社福井県支部 福井県医師会 救護班編成病院等</p> <p>福井県 警察本部</p> <p>国土交通省 大阪航空局</p> <p>国土交通省 【非常災害対策本部】</p> <p>消防庁</p> <p>警察庁</p> <p>※県と連絡がとれない場合</p> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、かかる範囲で報告すること。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	1 2項	<p>◆航空災害時における情報収集・連絡系統図 (航空事故発生現場が明らかな場合) (変更) ◆</p> <p>This diagram illustrates the communication network for an aircraft accident at a known site. At the top, '航空運送事業者等' (Air Transport Operators, etc.) is connected to '福井海上保安署' (Fukui Maritime Safety Bureau), '大阪航空局 中部空港事務所' (Osaka Air Bureau, Chubu Airport Office), '嶺北消防本部' (Northern Ridge Fire Department), and '坂井・坂井西警察署' (Sakai, Sakai West Police Station). '福井海上保安署' is also connected to '第八管区海上保安本部' (8th District Maritime Safety Bureau) and '大阪航空局 小松空港事務所' (Osaka Air Bureau, Komatsu Airport Office). '大阪航空局 中部空港事務所' is connected to '救急医療機関等' (Emergency Medical Institutions) via the '県広域災害・救急医療情報システム' (Prefecture-wide Disaster and Emergency Medical Information System). '坂井市 [災害対策本部]' (Sakai City Disaster Countermeasures Headquarters) is connected to '坂井・坂井西警察署' and '福井県 [災害対策本部]' (Fukui Prefecture Disaster Countermeasures Headquarters). '福井県 [災害対策本部]' is connected to '福井県警察本部' (Fukui Prefecture Police Headquarters) and '自衛隊 福井健康福祉センター・日本赤十字社福井県支部・福井県医師会・救護班編成病院等' (Self-Defense Forces Fukui Health and Welfare Center, Japan Red Cross Society Fukui Prefecture Branch, Fukui Medical Association, and Emergency Medical Units). '大阪航空局 小松空港事務所' is connected to '第八管区海上保安本部' and '福井県 [災害対策本部]'. '福井県 [災害対策本部]' is also connected to '海上保安庁' (Maritime Safety Agency), '国土交通省 大阪航空局' (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Osaka Air Bureau), '消防庁' (Fire Agency), and '警察庁' (Police Agency). A dashed red line labeled '(削除)' (Delete) connects '福井海上保安署' to '大阪航空局 中部空港事務所'. A dashed red line labeled '(変更)' (Change) connects '大阪航空局 中部空港事務所' to '救急医療機関等'. A dashed red line labeled '(削除)' (Delete) connects '大阪航空局 小松空港事務所' to '第八管区海上保安本部'. A dashed red line labeled '(削除)' (Delete) connects '大阪航空局 小松空港事務所' to '福井県 [災害対策本部]'. A dashed red line labeled '(変更)' (Change) connects '福井県 [災害対策本部]' to '自衛隊 福井健康福祉センター・日本赤十字社福井県支部・福井県医師会・救護班編成病院等'.</p> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。</p>	<p>◆航空災害時における情報収集・連絡系統図 (その他の地域で発生した場合) ◆</p> <p>This diagram illustrates the communication network for an aircraft accident in another region. The structure is similar to the old standard but with some changes. '航空運送事業者等' is connected to '福井海上保安署' (Fukui Maritime Safety Bureau), '大阪航空局 小松空港事務所' (Osaka Air Bureau, Komatsu Airport Office), '嶺北消防本部' (Northern Ridge Fire Department), and '坂井・坂井西警察署' (Sakai, Sakai West Police Station). '福井海上保安署' is connected to '第八管区海上保安本部' (8th District Maritime Safety Bureau). '大阪航空局 小松空港事務所' is connected to '福井県 [災害対策本部]' (Fukui Prefecture Disaster Countermeasures Headquarters). '福井県 [災害対策本部]' is connected to '福井県警察本部' (Fukui Prefecture Police Headquarters) and '自衛隊 福井健康福祉センター・日本赤十字社福井県支部・福井県医師会・救護班編成病院等' (Self-Defense Forces Fukui Health and Welfare Center, Japan Red Cross Society Fukui Prefecture Branch, Fukui Medical Association, and Emergency Medical Units). '大阪航空局 小松空港事務所' is also connected to '海上保安庁' (Maritime Safety Agency), '国土交通省 大阪航空局' (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Osaka Air Bureau), '消防庁' (Fire Agency), and '警察庁' (Police Agency). A dashed red line labeled '(削除)' (Delete) connects '福井海上保安署' to '大阪航空局 小松空港事務所'. A dashed red line labeled '(変更)' (Change) connects '大阪航空局 小松空港事務所' to '福井県 [災害対策本部]'. A dashed red line labeled '(削除)' (Delete) connects '大阪航空局 小松空港事務所' to '福井県警察本部'.</p> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	1 2項	<p>◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（航空事故発生現場が不明な場合）◆</p> <pre> graph TD A[緊急状態の把握] --> B[東京救難調整本部] B --> C[国土交通省(航空局)] B --> D[海上保安庁] B --> E[消防庁] B --> F[警察庁] C <--> D C <--> E C <--> F C <--> G[第八管区海上保安部] D <--> G E <--> G F <--> G G <--> H[福井県] G <--> I[福井県警察本部] H <--> I H <--> J[大阪航空局 小松空港事務所] H <--> K[敦賀海上保安部] I <--> J I <--> K J <--> L[福井海上保安署] K <--> L L <--> M[福井県健康福祉センター→日本赤十字社福井県支部] L <--> N[福井県医師会] L <--> O[救護班編成病院等] M <--> N M <--> O M <--> P[坂井市 嶺北消防本部] M <--> Q[坂井・坂井西警察署] P <--> Q P <--> R[大阪航空局 中部空港事務所] Q <--> R </pre> <p>※県と連絡がとれない場合</p> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p>	<p>◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（航空事故発生現場が不明な場合）◆</p> <pre> graph TD A[緊急状態の把握] --> B[東京救難調整本部] B --> C[国土交通省(航空局)] B --> D[海上保安庁] B --> E[消防庁] B --> F[警察庁] C <--> D C <--> E C <--> F C <--> G[第八管区海上保安部] D <--> G E <--> G F <--> G G <--> H[福井県] G <--> I[福井県警察本部] H <--> I H <--> J[大阪航空局 小松空港事務所] H <--> K[敦賀海上保安部] I <--> J I <--> K J <--> L[福井海上保安署] K <--> L L <--> M[福井県健康福祉センター→日本赤十字社福井県支部] L <--> N[福井県医師会] L <--> O[救護班編成病院等] M <--> N M <--> O M <--> P[坂井市 嶺北消防本部] M <--> Q[坂井・坂井西警察署] P <--> Q P <--> R[大阪航空局 小松空港事務所] Q <--> R </pre> <p>※県と連絡がとれない場合</p> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																
第5章	1 2項	<p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 捜索活動、救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）</u>を要請する。</p> <p>(4)、(5) (中略)</p> <p>3 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>	<p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 捜索活動、救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等</u>を要請する。</p> <p>(4)、(5) (中略)</p> <p>3 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>																
第5章	2	<p>第2節 鉄道災害対策</p> <p>◆想定する災害◆</p> <table border="1"> <tr> <td>災害事象</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害の発生場所</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>・西日本旅客鉄道(株) <u>(追加)</u> ・えちぜん鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>被災者等</td> <td>(中略)</td> </tr> </table> <p>第1項 (中略)</p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>1 情報の収集・連絡経路 (中略)</p>	災害事象	(中略)	災害の発生場所	(中略)	鉄道事業者	・西日本旅客鉄道(株) <u>(追加)</u> ・えちぜん鉄道(株)	被災者等	(中略)	<p>第2節 鉄道災害対策</p> <p>◆想定する災害◆</p> <table border="1"> <tr> <td>災害事象</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害の発生場所</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>・西日本旅客鉄道(株) <u>・(株)ハピラインふくい</u> ・えちぜん鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>被災者等</td> <td>(中略)</td> </tr> </table> <p>第1項 (中略)</p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>1 情報の収集・連絡経路 (中略)</p>	災害事象	(中略)	災害の発生場所	(中略)	鉄道事業者	・西日本旅客鉄道(株) <u>・(株)ハピラインふくい</u> ・えちぜん鉄道(株)	被災者等	(中略)
災害事象	(中略)																		
災害の発生場所	(中略)																		
鉄道事業者	・西日本旅客鉄道(株) <u>(追加)</u> ・えちぜん鉄道(株)																		
被災者等	(中略)																		
災害事象	(中略)																		
災害の発生場所	(中略)																		
鉄道事業者	・西日本旅客鉄道(株) <u>・(株)ハピラインふくい</u> ・えちぜん鉄道(株)																		
被災者等	(中略)																		

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	2 2項	<p>◆鉄道灾害時における情報収集・連絡系統図◆</p> <p>◇被災現場を管轄する防災関係機関</p> <p>◇JR西日本㈱・えちぜん鉄道㈱ (追加) (事故災害当事者)</p> <p>※県広域災害・救急医療情報システム</p> <p>※県と連絡がとれない場合</p> <p>（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (中略) 2 救急救助、消火活動 (中略) (1)、(2) (中略) 	<p>◆鉄道灾害時における情報収集・連絡系統図◆</p> <p>◇被災現場を管轄する防災関係機関</p> <p>◇JR西日本㈱・えちぜん鉄道㈱・JRハビラインふくい (事故災害当事者)</p> <p>※県広域災害・救急医療情報システム</p> <p>※県と連絡がとれない場合</p> <p>（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (中略) 2 救急救助、消火活動 (中略) (1)、(2) (中略)

坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	2 2項	<p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動（追加）を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）を要請する。</p> <p>また、県公安委員会は、必要に応じ他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要求する。（削除）</p> <p>(4)、(5)（中略）</p> <p>3（中略）</p> <p>第4（中略）</p> <p><u>第3項</u>（中略）</p>	<p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要請する。</p> <p>また、県公安委員会は、必要に応じ他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要求する。</p> <p>(4)、(5)（中略）</p> <p>3（中略）</p> <p>第4（中略）</p> <p><u>第3項</u>（中略）</p>
第5章	3	<p><u>第3節 道路災害対策</u></p> <p><u>第1項</u>（中略）</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u></p> <p>第1、第2（中略）</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1（中略）</p> <p>2 救急救助活動及び消火活動</p> <p>（中略）</p> <p>(1)、(2)（中略）</p> <p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）を要請する。</p> <p>(4)、(5)（中略）</p> <p>3～5（中略）</p> <p>第4（中略）</p> <p><u>第3項</u>（中略）</p>	<p><u>第3節 道路災害対策</u></p> <p><u>第1項</u>（中略）</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u></p> <p>第1、第2（中略）</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1（中略）</p> <p>2 救急救助活動及び消火活動</p> <p>（中略）</p> <p>(1)、(2)（中略）</p> <p>(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要請する。</p> <p>(4)、(5)（中略）</p> <p>3～5（中略）</p> <p>第4（中略）</p> <p><u>第3項</u>（中略）</p>
第5章	4	<p><u>第4節 危険物等災害対策</u></p> <p><u>第1項</u>（中略）</p>	<p><u>第4節 危険物等災害対策</u></p> <p><u>第1項</u>（中略）</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	4	<p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター一、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>4～6 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>	<p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>4～6 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>
第5章	5	<p>第5節 大規模な火事災害対策</p> <p>第1項 (中略)</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 防災空間の整備</p> <p>1～4 (中略)</p> <p>5 港湾空間の整備 <u>市は、県と連携のもと、(変更) 港湾背後市街地内での避難場所と連携して、港湾区域内における避難緑地等の整備を推進し、防災空間（変更）としての活用を図る。</u></p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p>	<p>第5節 大規模な火事災害対策</p> <p>第1項 (中略)</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 防災空間の整備</p> <p>1～4 (中略)</p> <p>5 港湾空間の整備 <u>国及び県が、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市は、国及び県とともに避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。</u></p> <p>第2項 災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	5 2項	<p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略) 3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p><u>第3項</u> (中略)</p>	<p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略) 3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p><u>第3項</u> (中略)</p>
第5章	6	<p><u>第6節 林野火災対策</u> <u>第1項</u> (中略)</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u> 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動 1 (中略) 2 救急救助活動及び消火活動 (中略) (1) (中略) (2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）の出動（変更）</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略) 3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p><u>第3項</u> (中略)</p>	<p><u>第6節 林野火災対策</u> <u>第1項</u> (中略)</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u> 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 救援活動 1 (中略) 2 救急救助活動及び消火活動 (中略) (1) (中略) (2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会) 坂井・坂井西警察署は、署員による捜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略) 3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p><u>第3項</u> (中略)</p>
第5章	7	<p><u>第7節 海上災害対策</u> <u>第1項</u> (中略)</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u> 第1、第2 (中略)</p>	<p><u>第7節 海上災害対策</u> <u>第1項</u> (中略)</p> <p><u>第2項 災害応急対策計画</u> 第1、第2 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第5章	7 2項	<p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 捜索活動、救急救助活動及び消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会)</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>県警広域緊急援助隊などの警備部隊やヘリコプター、警備艇 (海上での救助の場合) の出動 (変更)</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>	<p>第3 救援活動</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 救急救助、消火活動 (中略)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 坂井・坂井西警察署 (県公安委員会)</p> <p>坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、<u>自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等</u>を要請する。</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>3、4 (中略)</p> <p>第4 (中略)</p> <p>第3項 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	1	<p>第6章 雪害対策計画</p> <p>第1節 雪害予防計画 (中略)</p> <p>第1項 雪に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難所及び避難路の確保等 (中略)</p> <p>1 避難所の確保</p> <p>市は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性<u>(追加)</u>等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。</p> <p>指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、<u>想定される災害 (変更)</u>による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、関係者と調整を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6章 雪害対策計画</p> <p>第1節 雪害予防計画 (中略)</p> <p>第1項 雪に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難所及び避難路の確保等 (中略)</p> <p>1 避難所の確保</p> <p>市は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性、<u>感染症対策</u>等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。</p> <p>指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、<u>なだれ等の危険性、施設の耐雪性など雪害</u>による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、関係者と調整を図る。</p> <p><u>市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、N P O、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて</u></p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)								
第6章	1 1項	<p>2 避難所の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>3 避難所の設備 市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、(追加) 仮設トイレ、マンホールトイレ、(追加) マット、簡易ベッド、(追加) 非常用電源、(追加) 衛星携帯電話等の通信機器(追加) 等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4、5 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p> <p>第2項 建築物雪害予防計画 第1、第2 (中略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難所の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の設備 市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</p> <p>避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行 政 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 ・除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 </td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 </td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所） </td> </tr> </tbody> </table> <p>4、5 (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p> <p>第2項 建築物雪害予防計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 雪に強い家づくりの推進 市は、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図るものとする。</p>	地 域	施 設 ・ 設 備	行 政 区	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 ・除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 	中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）
地 域	施 設 ・ 設 備										
行 政 区	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 ・除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 										
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 										
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所） 										

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	1	<p>第3項 なだれ災害等予防計画 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 道路及び鉄軌道のなだれ事故防止対策 (中略)</p> <p>1 なだれの早期発見 市並びに西日本旅客鉄道(株) <u>(追加)</u> 及びえちぜん鉄道(株)は、なだれの早期発見に努めるため、適時所管施設の巡視警戒を行う。</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第4項 交通対策計画</p> <p>第1 冬期交通の安全確保及び円滑化対策</p> <p>1 冬期交通の安全確保 市は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、<u>冬用 (変更)</u> タイヤ又は<u>(変更)</u> チェーンの装着、スコップや<u>(変更)</u> 牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図る。</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 倒木対策の推進 市並びに西日本旅客鉄道(株) <u>(追加)</u> 及びえちぜん鉄道(株)は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。</p> <p>第2 道路交通対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 雪に強い道路の整備 冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除雪作業の効率化のため、幹線道路において、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、<u>(追加)</u> 雪に強い道路交通ネットワークを確立する。</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>	<p>第3項 なだれ災害等予防計画 第1～第3 (中略)</p> <p>第4 道路及び鉄軌道のなだれ事故防止対策 (中略)</p> <p>1 なだれの早期発見 市並びに西日本旅客鉄道(株)、<u>(株)ハピラインふくい</u> 及びえちぜん鉄道(株)は、なだれの早期発見に努めるため、適時所管施設の巡視警戒を行う。</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第4項 交通対策計画</p> <p>第1 冬期交通の安全確保及び円滑化対策</p> <p>1 冬期交通の安全確保 市は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、<u>スタッドレス</u> タイヤ・<u>チェーン</u>の装着、スコップ、<u>砂</u>、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図る。</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 倒木対策の推進 市並びに西日本旅客鉄道(株)、<u>(株)ハピラインふくい</u> 及びえちぜん鉄道(株)は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。</p> <p>第2 道路交通対策</p> <p><u>市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、国及び県と連携した計画的・予防的な通行止めや、滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、豪雪等に対し、道路交通の確保を確保できるよう、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に集中的な大雪に対しては、市は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に国、県及び高速道路事業者と調整の上、計画的・予防的な通行規制や集中的な除雪作業が円滑に実施されるよう対応するものとする。</u></p> <p>1 雪に強い道路の整備 冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除雪作業の効率化のため、幹線道路において、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、<u>滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等を行うよう努めるなど</u> 雪に強い道路交通ネットワークを確立する。</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	1 4項	<p>(4) 車両退避スペースの整備（削除） 国は、雪害時の車両滞留を防ぐため、車両退避スペースやチェーン着脱場を整備し、車両退避スペースには事前に牽引車両を配備しておくものとする。（削除）</p> <p>2 除雪用施設及び資機材の整備 (中略)</p> <p>(1) 除雪機械の整備 除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。 また県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除雪機械を効率的に再配備するものとする。（削除）</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) (変更) 除雪オペレータの養成 (中略)</p> <p>3 (変更) 道路除雪計画の作成等</p> <p>(1) 道路除雪計画 市は、毎年道路除雪計画を作成する。 作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、西日本旅客鉄道(株) (追加) 及びえちぜん鉄道(株)等の関係機関とも調整を図る。</p> <p>(2) 道路情報連絡体制の充実強化等 市は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、他の道路管理者と連携のもと、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 (変更) 交通安全施設の整備等 (中略)</p> <p>5 (変更) 市民等の協力体制づくりの推進 (中略)</p> <p>第3 鉄軌道交通対策</p> <p>(追加)</p>	<p>(4) 車両退避スペースの整備 国は、雪害時の車両滞留を防ぐため、車両退避スペースやチェーン着脱場を整備し、車両退避スペースには事前に牽引車両を配備しておくものとする。</p> <p>2 除雪用施設及び資機材の整備 (中略)</p> <p>(1) 除雪機械の整備 除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。 また県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除雪機械を効率的に再配備するものとする。</p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>3 除雪の担い手の確保</p> <p>(1) 除雪事業者の確保 除雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に向け、週休2日の推進、施工時期の平準化及び賃金の引き上げ等を図るものとする。</p> <p>(2) 除雪オペレータの養成 (中略)</p> <p>4 道路除雪計画の作成等</p> <p>(1) 道路除雪計画 市は、毎年道路除雪計画を作成する。 作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、西日本旅客鉄道(株) (株)ハピラインふくい 及びえちぜん鉄道(株)等の関係機関とも調整を図る。</p> <p>(2) 道路情報連絡体制の充実強化等 市は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、他の道路管理者と連携のもと、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。</p> <p>(3) 集中的な大雪時の対応 道路管理者は、短期間の集中的な大雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。</p> <p>道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>5 交通安全施設の整備等 (中略)</p> <p>6 市民等の協力体制づくりの推進 (中略)</p> <p>第3 鉄軌道交通対策 豪雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、市、国、県及び鉄軌道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	1 4項	<p>1 除雪車両等の整備点検等 西日本旅客鉄道(株) (追加) 及びえちぜん鉄道(株)は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図る。</p> <p>2 整備計画の策定等 西日本旅客鉄道(株) (追加) 及びえちぜん鉄道(株)は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。</p> <p>3 除排雪体制の強化 西日本旅客鉄道(株) (追加) 及びえちぜん鉄道(株)は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 情報連絡体制の充実強化 西日本旅客鉄道(株) (追加) 及びえちぜん鉄道(株)は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。</p> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第5項、第6項 (中略)</p> <p>第7項 地域ぐるみ予防推進計画</p> <p>第1 市民協力体制の確立</p> <p>1 市民に対する啓発活動の推進 積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、市は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また、路上駐車の禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、(追加) 不要不急の外出を控える等について普及啓発及び広報に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 要配慮者対策 (中略)</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、(変更) 一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。(追加) 避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況</p>	<p>1 除雪車両等の整備点検等 西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい 及びえちぜん鉄道(株)は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図る。</p> <p>2 整備計画の策定等 西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい 及びえちぜん鉄道(株)は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。</p> <p>3 除排雪体制の強化 西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい 及びえちぜん鉄道(株)は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 情報連絡体制の充実強化 西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい 及びえちぜん鉄道(株)は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。</p> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第5項、第6項 (中略)</p> <p>第7項 地域ぐるみ予防推進計画</p> <p>第1 市民協力体制の確立</p> <p>1 市民に対する啓発活動の推進 積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、市は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また、路上駐車の禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、テレワークの推進、不要不急の外出を控える等について普及啓発及び広報に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>第2 要配慮者対策 (中略)</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備す</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	1 7項	<p>や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>医療機関及び社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者及び物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>るよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>医療機関及び社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者及び物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第6章	2	<p>第2節 雪害応急対策計画</p> <p>第1項 除雪体制</p> <p>第1 坂井市除雪対策本部の設置</p> <p>1 除雪機構</p> <p>(中略)</p> <p>除雪対策本部長 副市長 (変更) (追加)</p> <p>除雪対策実施部長 建設部長 (追加)</p> <p>除雪対策実施副部長 建設課長 (削除) 都市計画課長 (削除)</p> <p>(中略)</p>	<p>第2節 雪害応急対策計画</p> <p>第1項 除雪体制</p> <p>第1 坂井市除雪対策本部の設置</p> <p>1 除雪機構</p> <p>(中略)</p> <p>除雪対策本部長 危機対策監 除雪対策副本部長 副市長</p> <p>除雪対策実施部長 建設部長 除雪対策実施副部長 建設部技監 建設課長 都市計画課長</p> <p>(中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	2 1項	<p>2 除雪対策本部組織</p> <p>2 除雪対策本部組織</p> <p>除雪対策本部 本部長 <u>(副市長)</u> <u>(変更)</u></p> <p>連絡調整</p> <p>実施部 実施部長 <u>(建設部長)</u> <u>(変更)</u></p> <p>協力要請</p> <p>実施部 実施副部長 <u>(都市計画課長)</u> <u>(建設課長)</u> <u>(高速交通対策室長)</u> <u>(変更)</u></p> <p>各支所機動班 <u>(変更)</u></p> <p>国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所</p> <p>福井県道路保全課</p> <p>三国土木事務所</p> <p>関係市町</p> <p>坂井・坂井西警察署</p> <p>嶺北消防本部 <u>(変更)</u></p> <p>各 区 長</p> <p>関係交通機関</p>	<p>2 除雪対策本部組織</p> <p>2 除雪対策本部組織</p> <p>除雪対策本部 本部長 <u>(危機対策監)</u></p> <p>連絡調整</p> <p>実施部 副部長 <u>(副市長)</u></p> <p>実施部長 <u>(建設部長)</u></p> <p>協力要請</p> <p>実施副部長 <u>(建設部技監)</u></p> <p>現場総括 <u>(建設課長)</u></p> <p>各支所機動班 <u>(変更)</u></p> <p>国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所</p> <p>福井県道路保全課</p> <p>三国土木事務所</p> <p>関係市町</p> <p>坂井・坂井西警察署</p> <p>消防署</p> <p>各 区 長</p> <p>関係交通機関</p> <p>平常体制時は本部一括対応</p> <p>警戒体制時は本部および各支所</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																										
第6章	2 1項	<p>第3 除雪出動基準 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th><th>降雪の状況</th><th>作業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>平常体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 (追加) </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 (削除) ・一般除雪路線・その他の除雪 </td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 50 (変更) cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 </td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>緊急体制</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第2項 防災気象情報伝達計画</p> <p>第1 防災気象情報の発表</p> <p>1 気象注意報及び気象警報の発表 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆気象注意報及び気象警報の種類及び発表基準◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象 特別警報</td><td>大雪</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (変更)</td></tr> <tr> <td>暴風雪</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 (変更)</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p> <p>第2 警報等の伝達</p> <p>1～7 (中略)</p>	体制	降雪の状況	作業内容	準備体制	(中略)	(中略)	平常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 (追加) 		<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 (削除) ・一般除雪路線・その他の除雪 	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 50 (変更) cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 	(中略)	緊急体制	(中略)	(中略)	種類		発表基準	気象 特別警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (変更)	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 (変更)	(中略)	(中略)	(中略)	<p>第3 除雪出動基準 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th><th>降雪の状況</th><th>作業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>平常体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 ・幹線除雪路線の除雪 </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 ・一般除雪路線・その他の除雪 </td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 40 cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 </td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>緊急体制</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第2項 防災気象情報伝達計画</p> <p>第1 防災気象情報の発表</p> <p>1 気象注意報及び気象警報の発表 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆気象注意報及び気象警報の種類及び発表基準◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象 特別警報</td><td>大雪</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr> <tr> <td>暴風雪</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (中略)</p> <p>第2 警報等の伝達</p> <p>1～7 (中略)</p>	体制	降雪の状況	作業内容	準備体制	(中略)	(中略)	平常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 ・幹線除雪路線の除雪 		<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 ・一般除雪路線・その他の除雪 	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 40 cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 	(中略)	緊急体制	(中略)	(中略)	種類		発表基準	気象 特別警報	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	(中略)	(中略)	(中略)
体制	降雪の状況	作業内容																																																											
準備体制	(中略)	(中略)																																																											
平常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 (追加) 																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 (削除) ・一般除雪路線・その他の除雪 																																																											
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 50 (変更) cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 	(中略)																																																											
緊急体制	(中略)	(中略)																																																											
種類		発表基準																																																											
気象 特別警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (変更)																																																											
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 (変更)																																																											
(中略)	(中略)	(中略)																																																											
体制	降雪の状況	作業内容																																																											
準備体制	(中略)	(中略)																																																											
平常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 10cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 ・幹線除雪路線の除雪 																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 15cm を超え、今後更に降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線除雪路線の除雪 ・一般除雪路線・その他の除雪 																																																											
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 40 cm を超え、今後更に積雪が予想される場合 	(中略)																																																											
緊急体制	(中略)	(中略)																																																											
種類		発表基準																																																											
気象 特別警報	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																											
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																											
(中略)	(中略)	(中略)																																																											

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																														
第6章	2	<p>第3項 なだれ災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 避難活動</p> <p>市は、なだれが発生し、又は発生が予測され避難の必要を認めたときは、地域（変更）住民（追加）に対し（追加）「第1編第3章 第8節 避難計画」による避難活動を行う。</p> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第4項 (中略)</p> <p>第5項 交通確保計画</p> <p>第1 道路除雪対策</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 除雪区分</p> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線区分</th> <th>区分内容</th> <th>出動基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重点除雪路線</td> <td>国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路</td> <td>・積雪深が10cm以上ある場合</td> </tr> <tr> <td>幹線除雪路線 (変更)</td> <td>公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路</td> <td>・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など(削除) ・積雪深が10cm以上ある場合 (削除)</td> </tr> <tr> <td>一般路線 (変更)</td> <td>国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路</td> <td>・積雪深が15cm以上ある場合 (削除)</td> </tr> <tr> <td>一般除雪路線</td> <td>幹線路線以外の市道</td> <td>・積雪深が15cm以上ある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～9 (中略)</p> <p>第2 情報提供の確保</p> <p>雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、市民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、西日本旅客鉄道（株）、（追加）えちぜん鉄道（株）及びバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡及びテレビ画面やカーナビなど提供の手法等を最大限に活用し、市民等に対し的確な情報提供を行うとともに、市、県、関係機関等に対する連絡を徹底する。</p>	路線区分	区分内容	出動基準	最重点除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	・積雪深が10cm以上ある場合	幹線除雪路線 (変更)	公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路	・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など(削除) ・積雪深が10cm以上ある場合 (削除)	一般路線 (変更)	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	・積雪深が15cm以上ある場合 (削除)	一般除雪路線	幹線路線以外の市道	・積雪深が15cm以上ある場合	<p>第3項 なだれ災害応急対策計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 避難活動</p> <p>市は、なだれが発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のための必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示するなど、「第1編第3章 第8節 避難計画」による避難活動を行う。</p> <p>第4、第5 (中略)</p> <p>第4項 (中略)</p> <p>第5項 交通確保計画</p> <p>第1 道路除雪対策</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 除雪区分</p> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線区分</th> <th>区分内容</th> <th>出動基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重点除雪路線</td> <td>国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路</td> <td>・積雪深が10cm以上ある場合</td> </tr> <tr> <td>幹線除雪路線 (変更)</td> <td>公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路</td> <td>・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など ・積雪深が10cm以上ある場合</td> </tr> <tr> <td>幹線除雪路線</td> <td>国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路</td> <td>・積雪深が15cm以上ある場合</td> </tr> <tr> <td>一般除雪路線</td> <td>幹線路線以外の市道</td> <td>・積雪深が15cm以上ある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～9 (中略)</p> <p>第2 情報提供の確保</p> <p>雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、市民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、西日本旅客鉄道（株）、（株）ハピラインふくい、えちぜん鉄道（株）及びバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡及びテレビ画面やカーナビなど提供の手法等を最大限に活用し、市民等に対し的確な情報提供を行うとともに、市、県、関係機関等に対する連絡を徹底する。</p>	路線区分	区分内容	出動基準	最重点除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	・積雪深が10cm以上ある場合	幹線除雪路線 (変更)	公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路	・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など ・積雪深が10cm以上ある場合	幹線除雪路線	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	・積雪深が15cm以上ある場合	一般除雪路線	幹線路線以外の市道	・積雪深が15cm以上ある場合
路線区分	区分内容	出動基準																															
最重点除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	・積雪深が10cm以上ある場合																															
幹線除雪路線 (変更)	公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路	・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など(削除) ・積雪深が10cm以上ある場合 (削除)																															
一般路線 (変更)	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	・積雪深が15cm以上ある場合 (削除)																															
一般除雪路線	幹線路線以外の市道	・積雪深が15cm以上ある場合																															
路線区分	区分内容	出動基準																															
最重点除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	・積雪深が10cm以上ある場合																															
幹線除雪路線 (変更)	公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路	・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合など ・積雪深が10cm以上ある場合																															
幹線除雪路線	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	・積雪深が15cm以上ある場合																															
一般除雪路線	幹線路線以外の市道	・積雪深が15cm以上ある場合																															

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第6章	2 5項	<p>第3 市の情報提供</p> <p>市は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て市民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤 <u>(追加)</u> 等の対応を依頼するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第6項～第10項 (中略)</p>	<p>第3 市の情報提供</p> <p>市は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て市民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤、<u>テレワーク</u> 等の対応を依頼するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 救助・救急及び医療活動</p> <p>市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県及び道路管理者、近畿地方整備局並びに中部地方運輸局等を中心とする関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>第6項～第10項 (中略)</p>
第6章	3	第3節 (中略)	第3節 (中略)
		<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署名（坂井市役所） <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>安全対策課（変更）</u> 2. <u>まちづくり推進課（変更）</u> 3. <u>課税課、納税課（変更）</u> 4. <u>福祉総務課（変更）</u> 5. <u>嶺北消防本部（変更）</u> 6. <u>(追加)</u> 7. <u>(追加)</u> 8. <u>県危機対策・防災課（変更）</u> 9. <u>安全環境部危機対策・防災課（変更）</u> ・用語等 <ol style="list-style-type: none"> 8. <u>防災情報メール（変更）</u> 	<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署名 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>危機管理対策課</u> 2. <u>市民協働課</u> 3. <u>税務課</u> 4. <u>福祉総合相談課</u> 5. <u>嶺北消防組合</u> 6. <u>移住定住推進課</u> 7. <u>結婚応援課</u> 8. <u>県危機管理課</u> 9. <u>防災安全部危機管理課</u> ・用語等 <ol style="list-style-type: none"> 8. <u>防災行政メール</u>